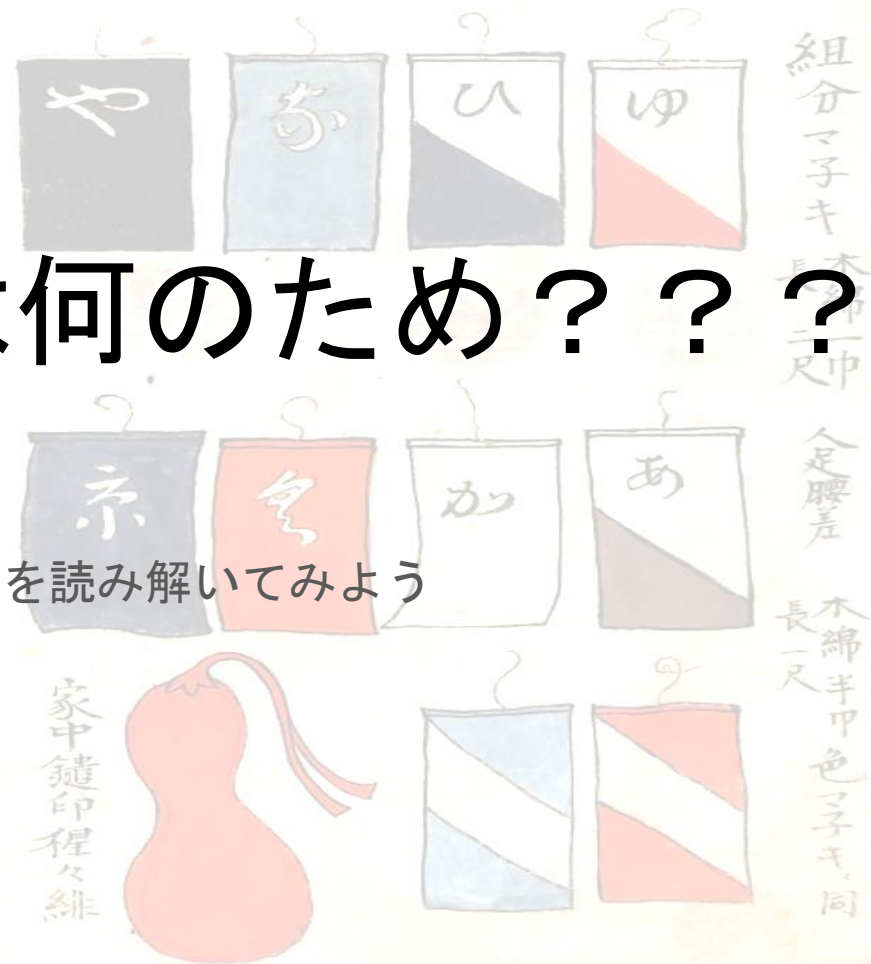


つらい土木工事は何のため？？？

光丘文庫蔵『続保定記』を読み解いてみよう



(参考) 『続保定記(しょくほていき)』とは？

庄内藩の添川組（組はいくつもの村で構成される単位）の大庄屋、久松宗作（1814生まれ）が書き記した書物。

天保14年(1843)幕府が庄内藩を含む五藩に行わせた印旛沼(千葉県北西部)の開削、及び天保15年(1844)の天領を藩の領地とする幕命に反対し、発生した大山騒動を記録したもの。久松宗作が編纂・作成。山形県指定文化財。
光丘文庫デジタルアーカイブにて、全二巻中一冊を全文公開・翻刻。

・ 『続保定記』
200020

<https://adeac.jp/kokyubunko/catalog/mp201750->

組分マ子キ
長木綿一巾
二巾
腰差
木綿半巾色マ子キ同

家中鍮印程々緋



それは1つの命令から始まった

天保14年（1842）6月10日、天保の改革を担った老中水野忠邦から、因幡鳥取藩主池田慶行（よしゆき）・出羽庄内藩主酒井忠発（ただあき）・駿河沼津藩主水野忠寛（ただひろ）・筑前秋月藩主黒田長元（ながもと）・上総貝渚藩林忠旭（ただあきら）の5名に、一通の命令書が通達された。

利根川分水路の印旛沼古堀筋御普請の御用、仰せつけられ候、この度は、前々のとおり場所仕立方を仰せ付けられ候、

（利根川分水路印旛沼古堀筋御普請御用被仰付候、此度者、前々之通場所仕立方被仰付候、）

印旛沼の「古堀」の跡を掘り返す土木工事を、お金だけ負担するのではなく、実際に「場所仕立」、つまりその場で工事しなさい、という命令であった。工事開始は7月23日。一月ちょっと後である。

幕府の命令とあらば、断ることはできない....。

(これを御手伝普請という)

しかも、実際に現場で工事しなければならない....。

(江戸中期以降はお金で済まされることが多かったのに)

人手を集めなければならない....。

(原則藩内で集めろとの命令。でも、農繁期なので人を雇わざるを得ない)

しかも、たった10ヶ月で....。

(土木の達人、二宮尊徳が20年かかると計算した工事を)

組分マ子キ
木綿一巾
長一尺
人足腰差
木綿半巾色マ子キ
同

家中
印程々
緋

ということは、お金がいくらかかるか、

やってみなければわからない...

こうして庄内藩の苦闘は始まった。

庄内藩[山形県]

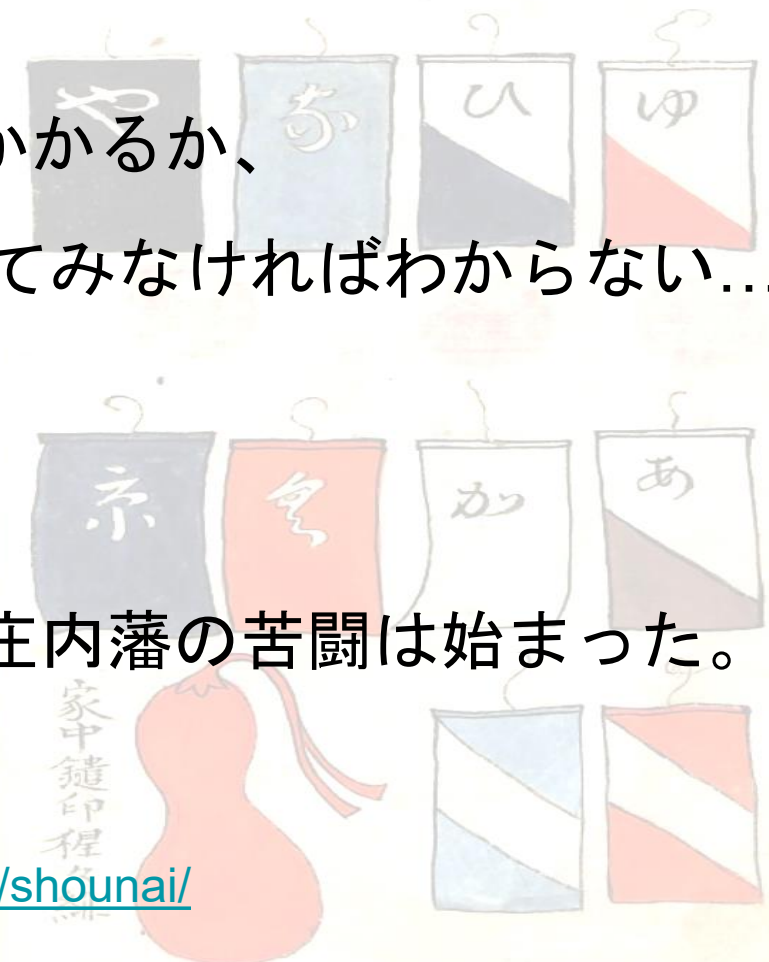
<https://www.touken-world.jp/edo-domain100/shounai/>

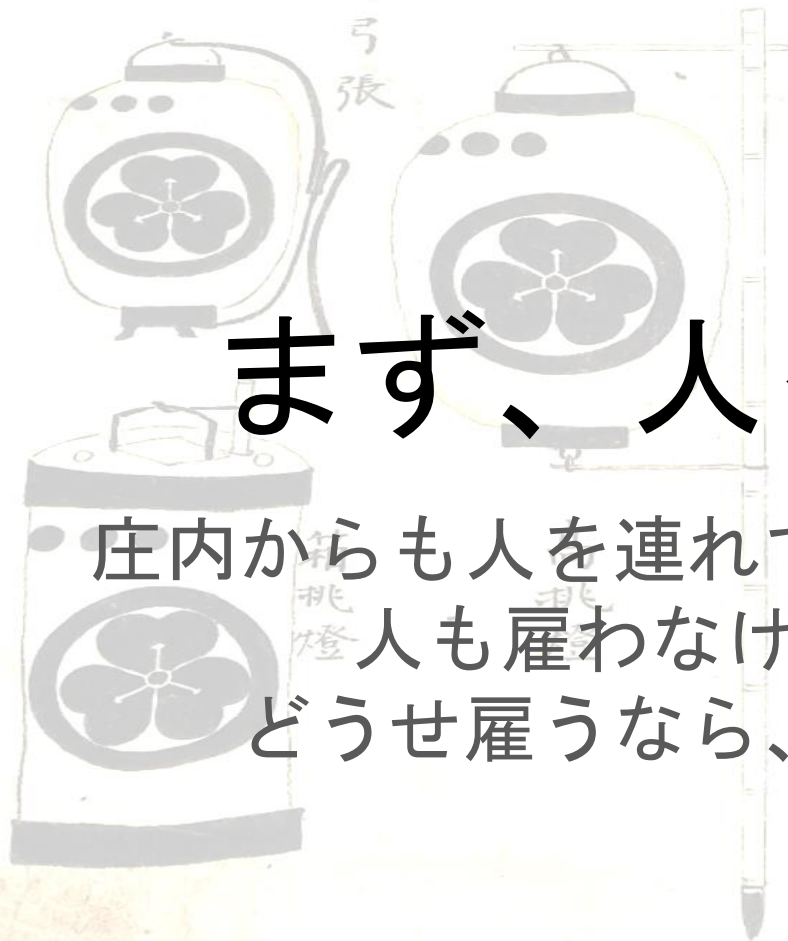
組分マ子キ 木綿一巾
長二尺
人足腰差
木綿半巾色マ子キ
同長一尺

家中鑓印程

箱桃燈

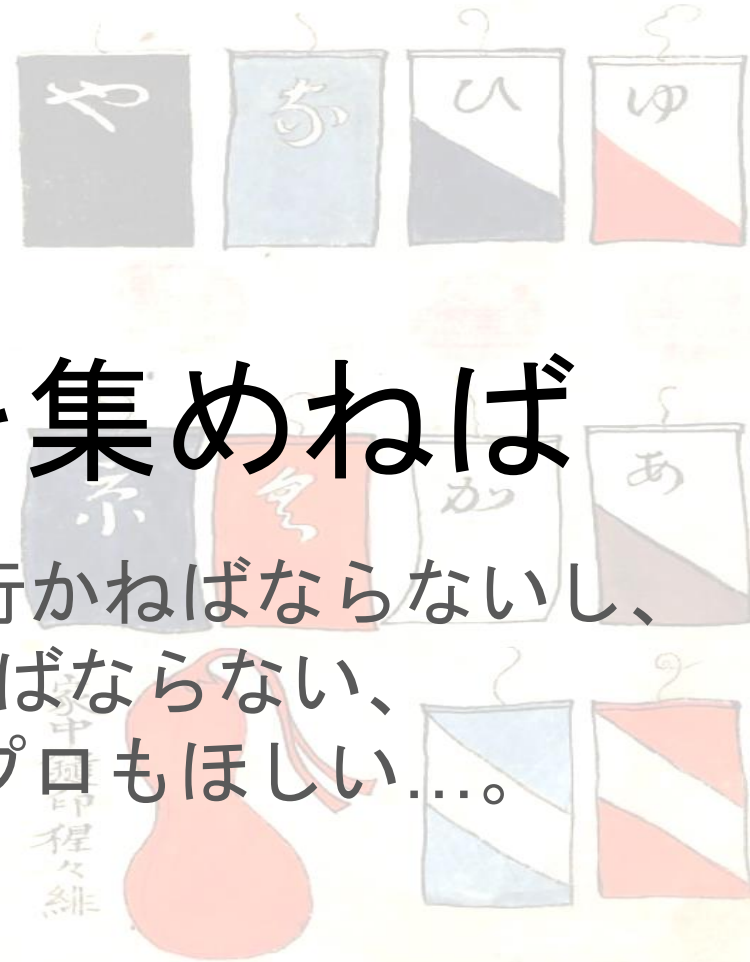
高桃燈





まず、人を集めねば

庄内からも人を連れて行かねばならないし、
人も雇わなければならない、
どうせ雇うなら、プロもほしい...



組合マ子キ
長 木綿一巾
二尺巾
人足腰差
木綿半巾色マ子キ
長一尺 同

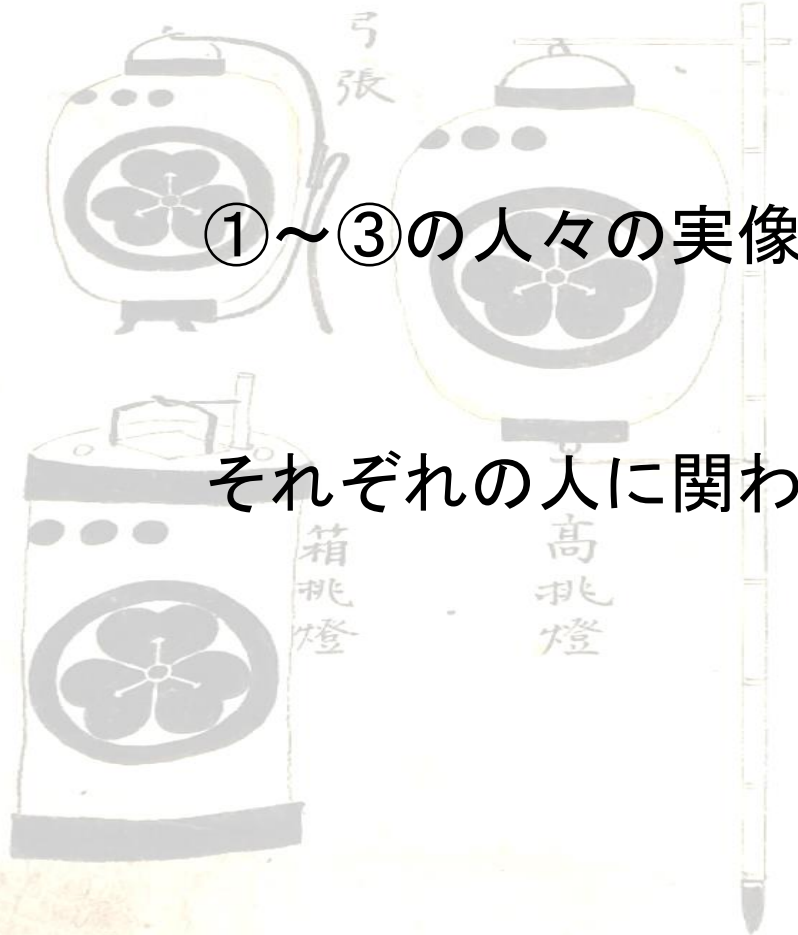
中程々緋

現場で働いた人々



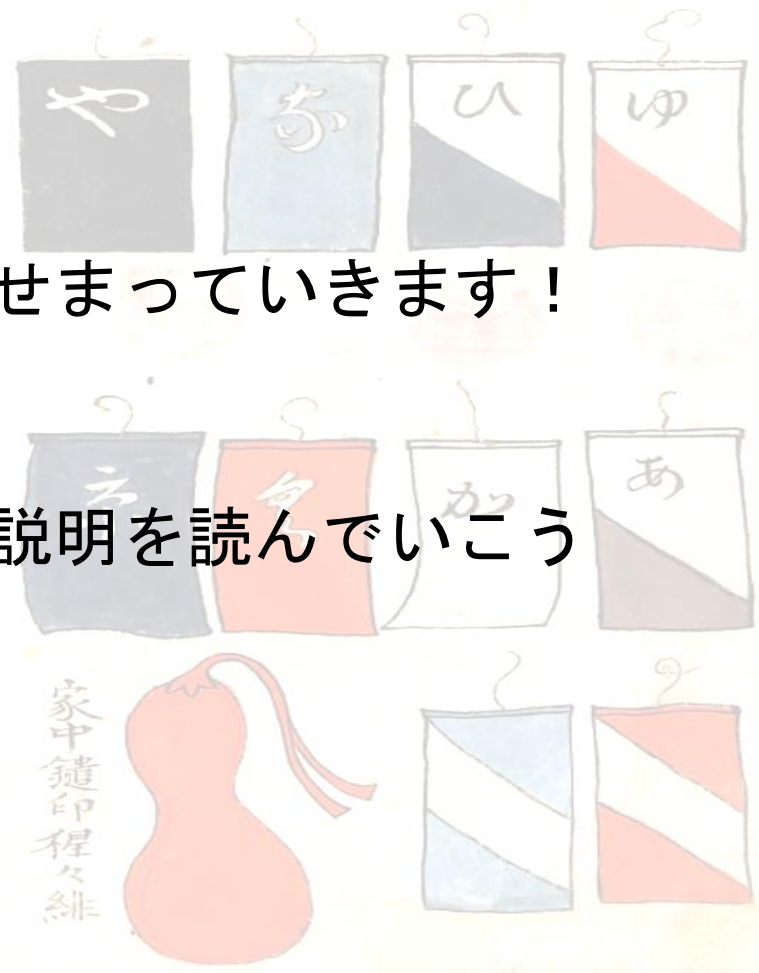
組分マ子キ
長木綿一巾
二尺巾
人足腰差
木綿半巾色マ子キ同
長一尺

庄内藩の工事には、①～③のような人々がはたらいていました。
ぱっと見てどの人が一番工事のプロっぽいですか？順番に並べてみよう。
(体や服装の様子、道具などに注目しよう)



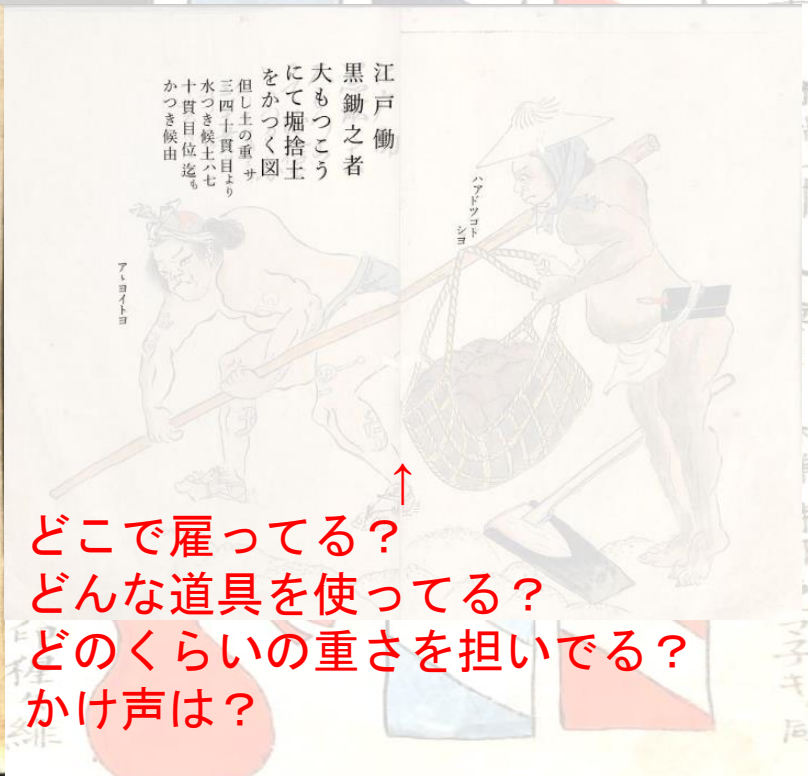
①～③の人々の実像にせまっています！

それぞれの人に関わる説明を読んでいこう

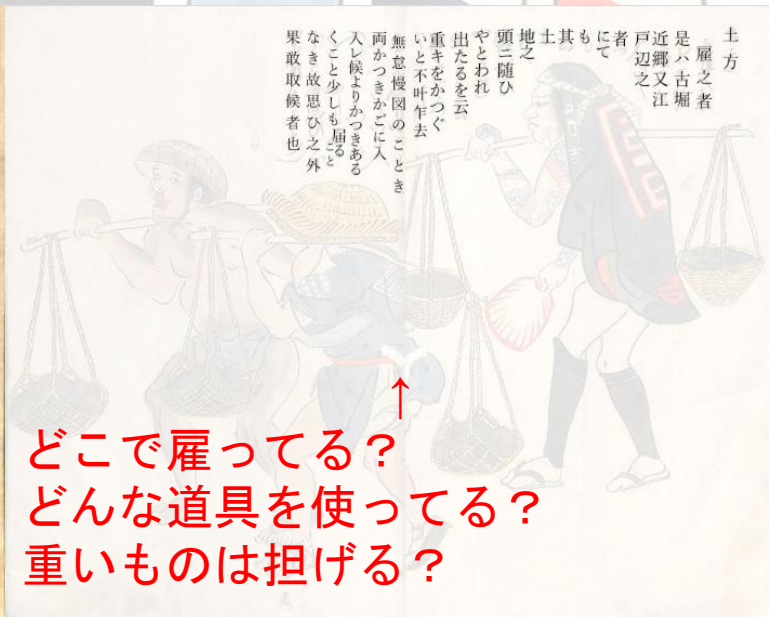


組分マ子キ
長二尺巾
木綿一巾
人足腰差
木綿半巾色マ子キ同
長一尺

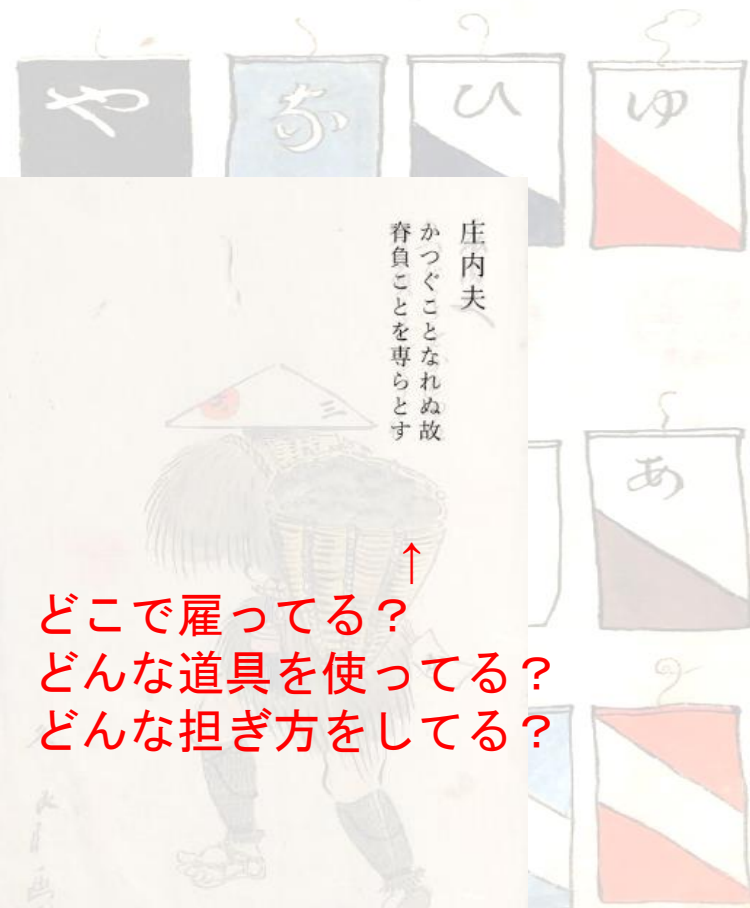
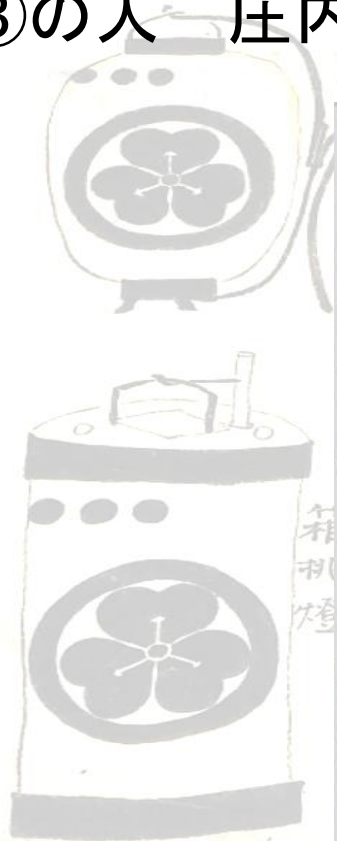
①の人 黒鋤



②の人 土方雇



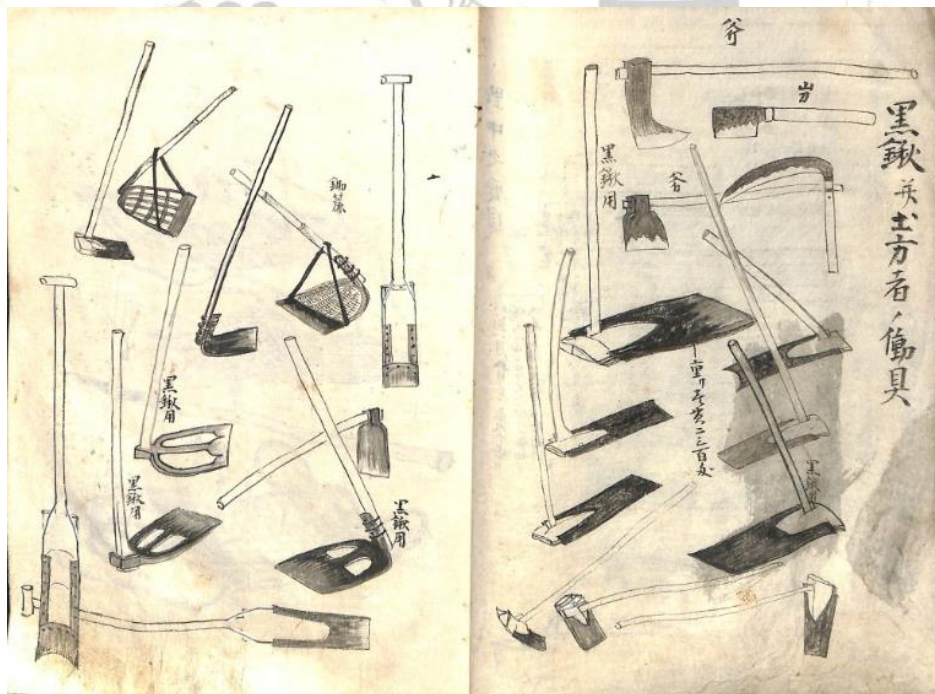
③の人 庄内夫



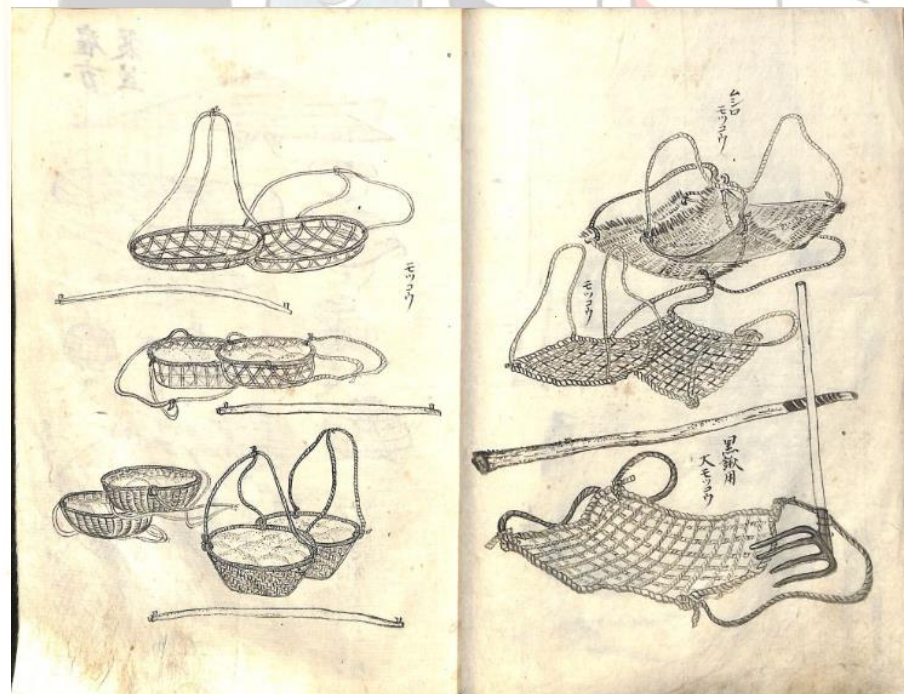
どこで雇ってる？
どんな道具を使ってる？
どんな担ぎ方してる？

組分マ子キ 木綿一巾 長二尺 人足腰差 木綿半巾 色マ子キ 同 長一尺

黒鋏・土方雇の道具 1



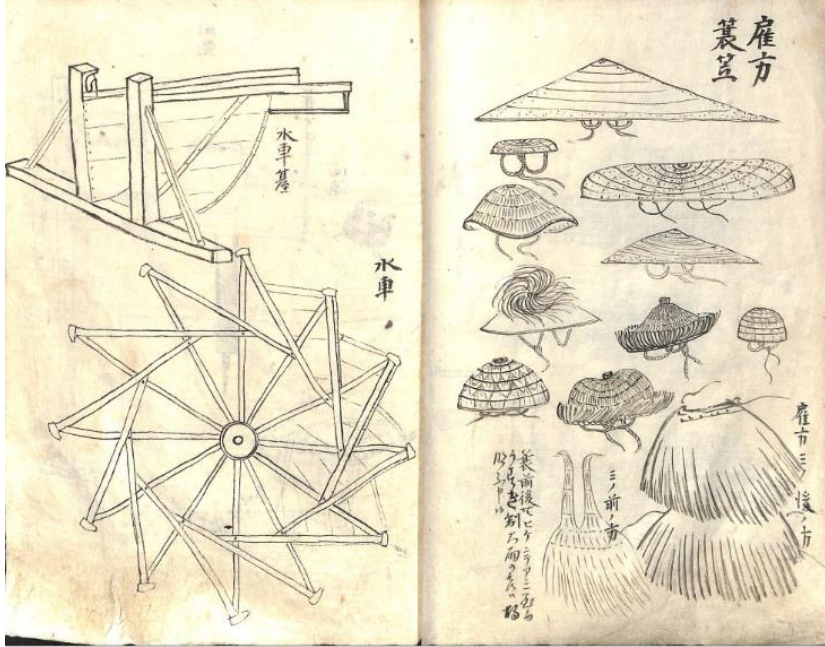
資料4 (『続保定記』／光丘文庫デジタルアーカイブ)



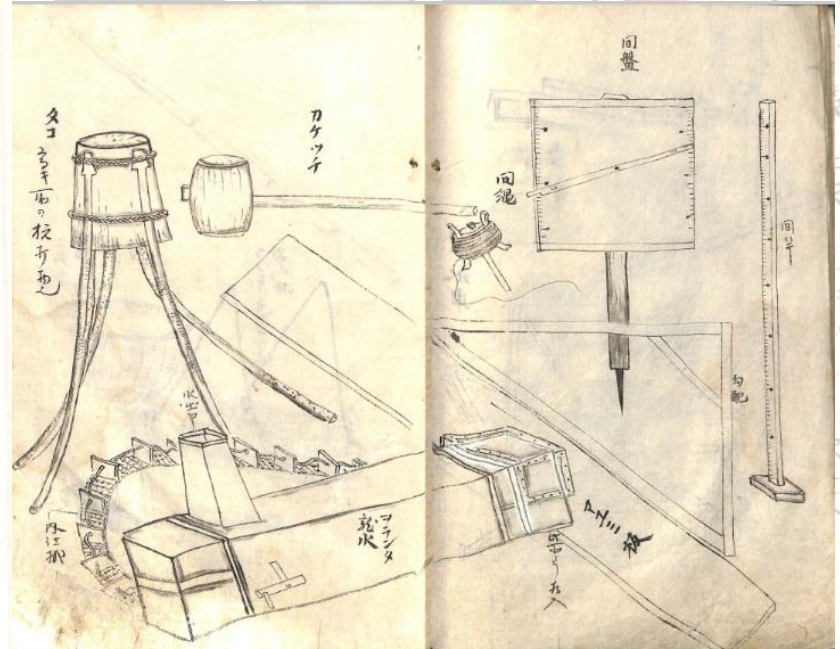
資料5 (『続保定記』／光丘文庫デジタルアーカイブ)

どんな使い方をするか、想像してみよう。重さが書いてあるものもあります。

黒鍬・土方雇の道具2



資料6 (『続保定記』 / 光丘文庫デジタルアーカイブ)

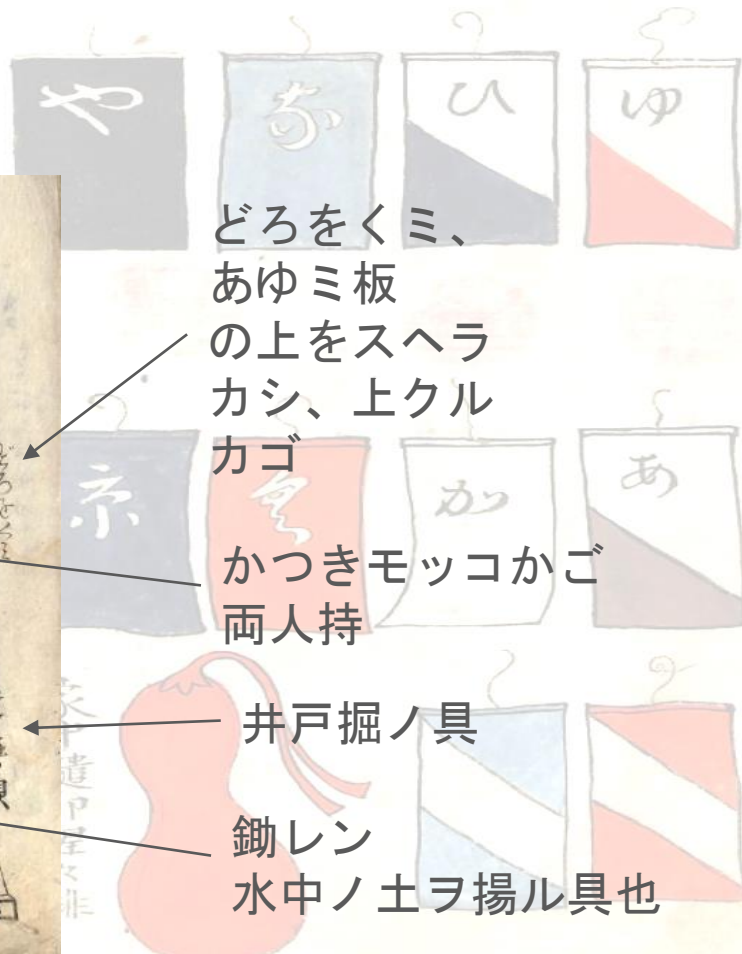
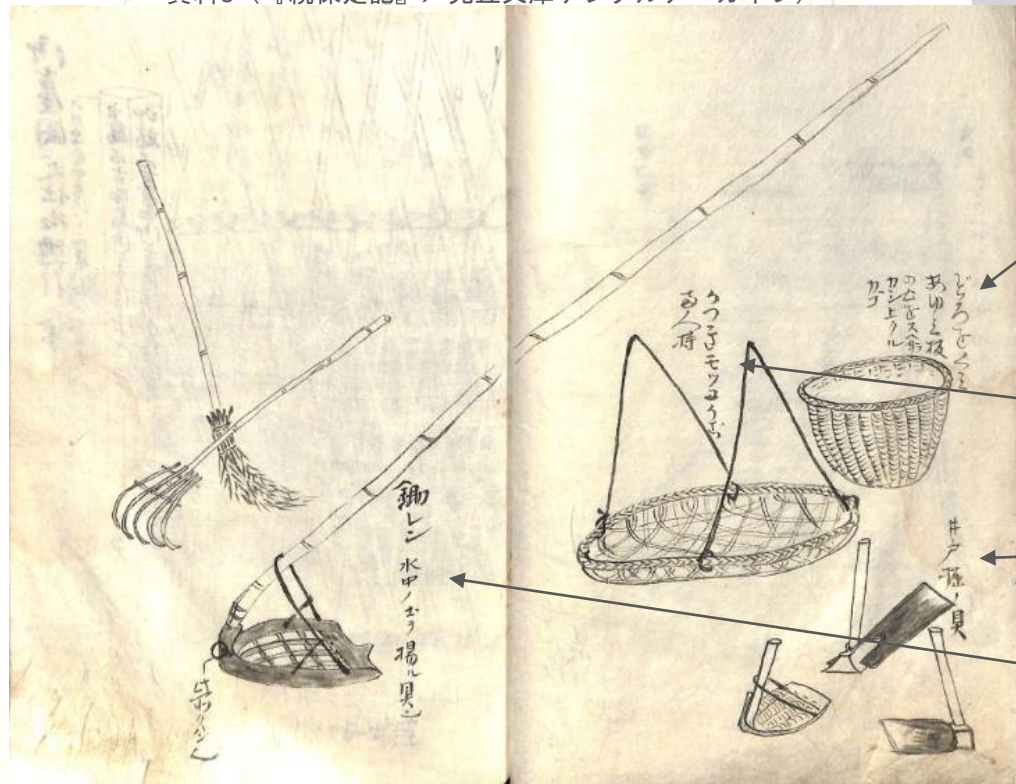


資料7 (『続保定記』 / 光丘文庫デジタルアーカイブ)

どんな使い方をするか、想像してみよう。水路工事だと考えるとわかるかも。

黒鍬・土方雇の道具3

資料8 (『続保定記』 / 光丘文庫デジタルアーカイブ)



組分マ子キ 木綿一巾 長二尺
人足腰差 木綿半巾 色マ子キ 同 長一尺

どろをくミ、
あゆミ板
の上をスヘラ
カシ、上クル
カゴ

かつきモッコかご
兩人持

井戸掘ノ具

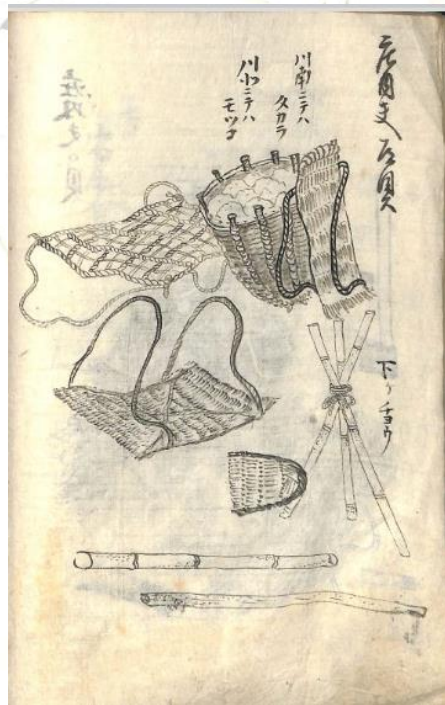
鋤レン
水中ノ土ヲ揚ル具也

文字、よめますか?? だんだん目が慣れてくるかも。

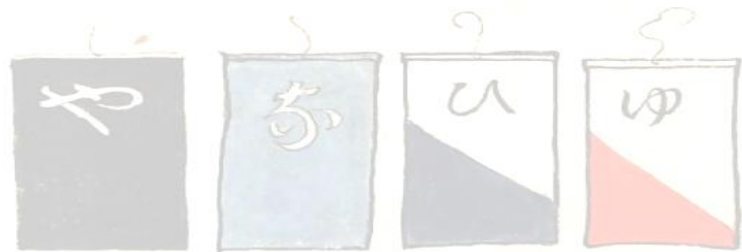
庄内夫の道具



資料9 (『続保定記』 / 光丘文庫デジタルアーカイブ)

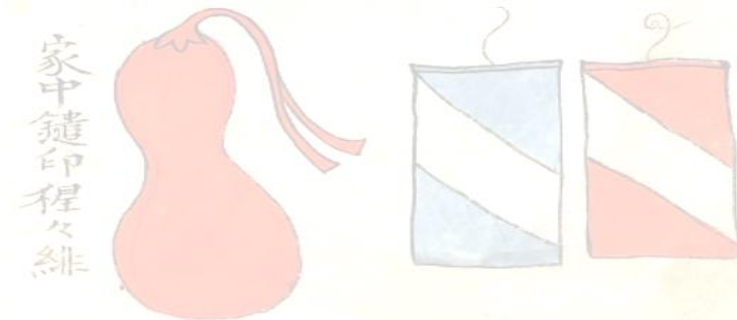


資料10 (『続保定記』 / 光丘文庫デジタルアーカイブ)



組分マ子キ
木綿一巾
長二尺

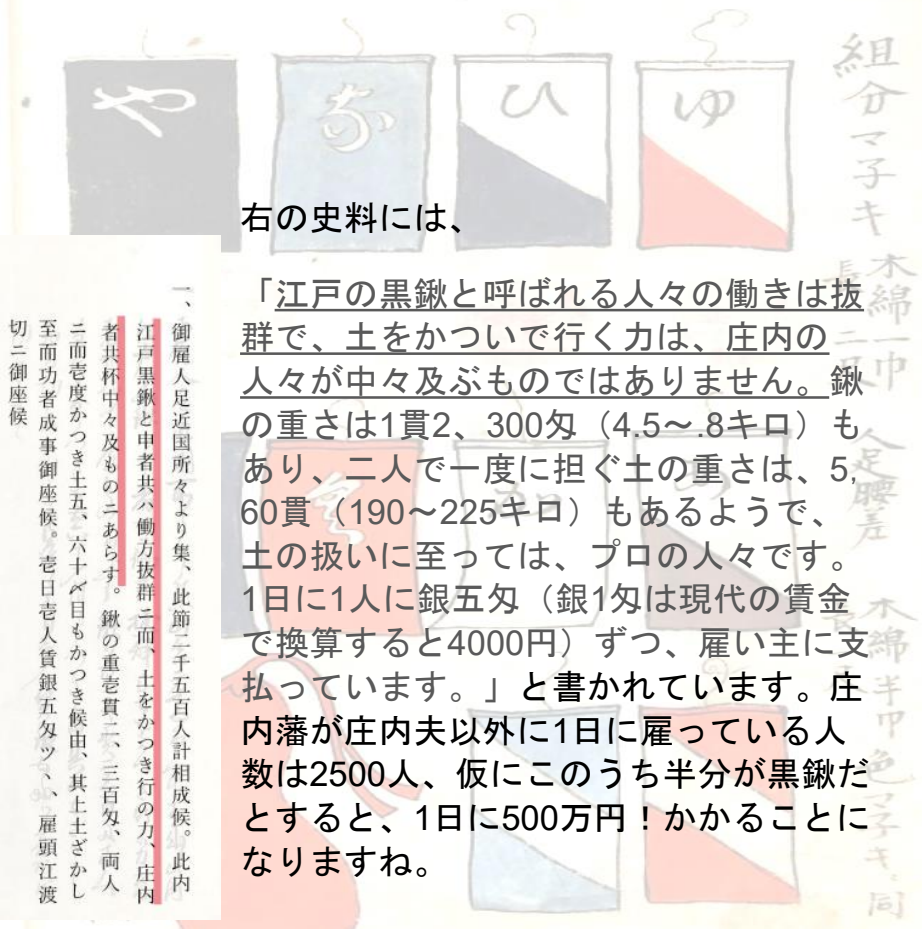
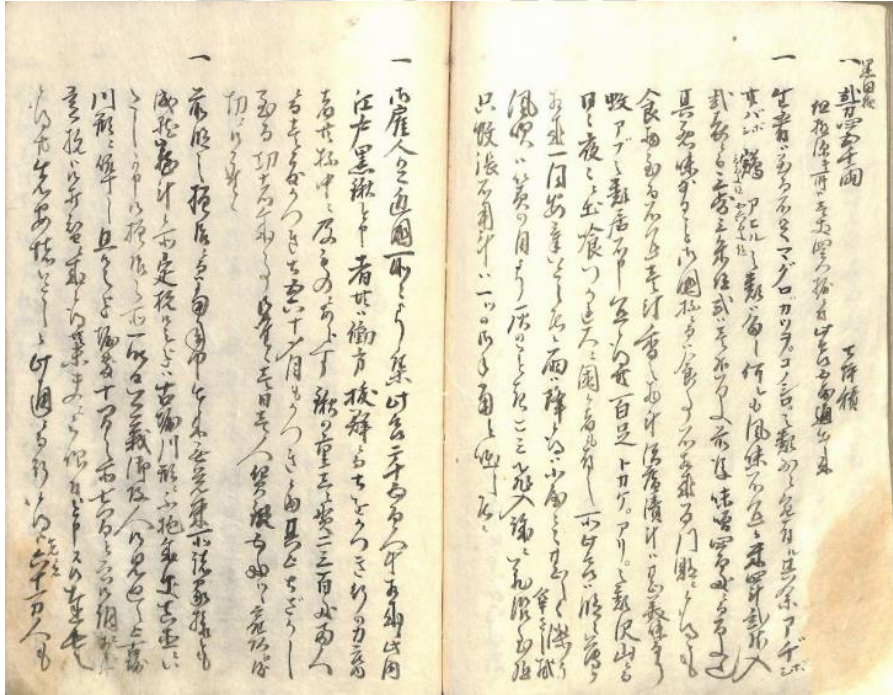
庄内夫の道具はここにあるだけ。
黒鍬・土方雇の人達が様々な道具
を使っているのに...



家中鍬印程々緋

足腰差
木綿半巾色マ子キ
同
長一尺

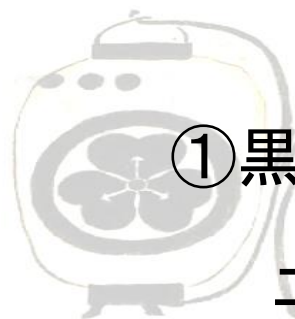
黒鋤の働きぶり



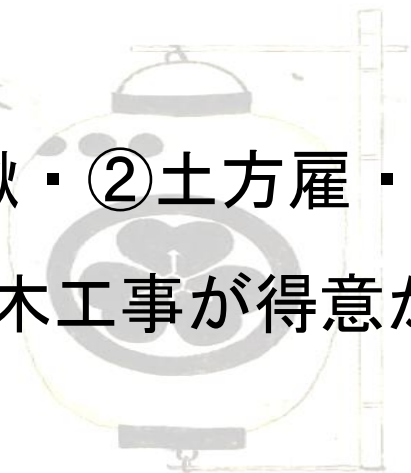
右の史料には、

「江戸の黒鋤と呼ばれる人々の働きは拔群で、土をかついで行く力は、庄内の人々が中々及ぶものではありません。鋤の重さは1貫2、300匁（4.5～.8キロ）もあり、二人で一度に担ぐ土の重さは、5、60貫（190～225キロ）もあるようで、土の扱いに至っては、プロの人々です。1日に1人に銀五匁（銀1匁は現代の賃金で換算すると4000円）ずつ、雇い主に支払っています。」と書かれています。庄内藩が庄内夫以外に1日に雇っている人数は2500人、仮にこのうち半分が黒鋤だとすると、1日に500万円！かかることになりますね。

一、御雇人足近国所々より集、此節二千五百人計相成候。此内江戸黒鋤と申者共ハ働方拔群ニ而、土をかつき行の力、庄内者共杯中々及ものニあらず。鋤の重老貫二、三百匁、兩人ニ而老度かつき土五、六十匁目もかつき候由、其上土さかし至而功者成事御座候。老日老人賃銀五匁、雇頭江渡切ニ御座候



弓張



高挑燈



桃燈



組分マ子キ

長二尺巾

人足腰差

長一尺

木綿半巾色マ子キ同

①黒鍬・②土方雇・③庄内夫のどの順番で

土木工事が得意かわかりましたか？



順番がわかったところで、もう一度それぞれを描いた

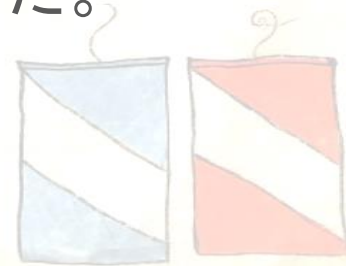
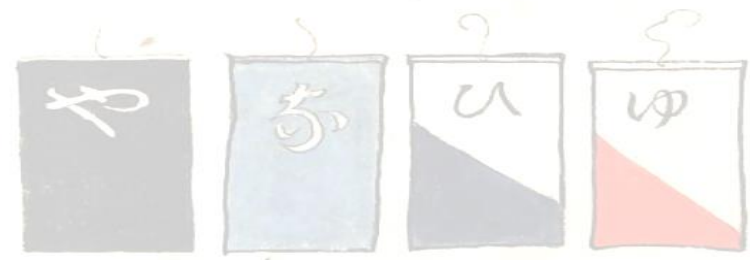
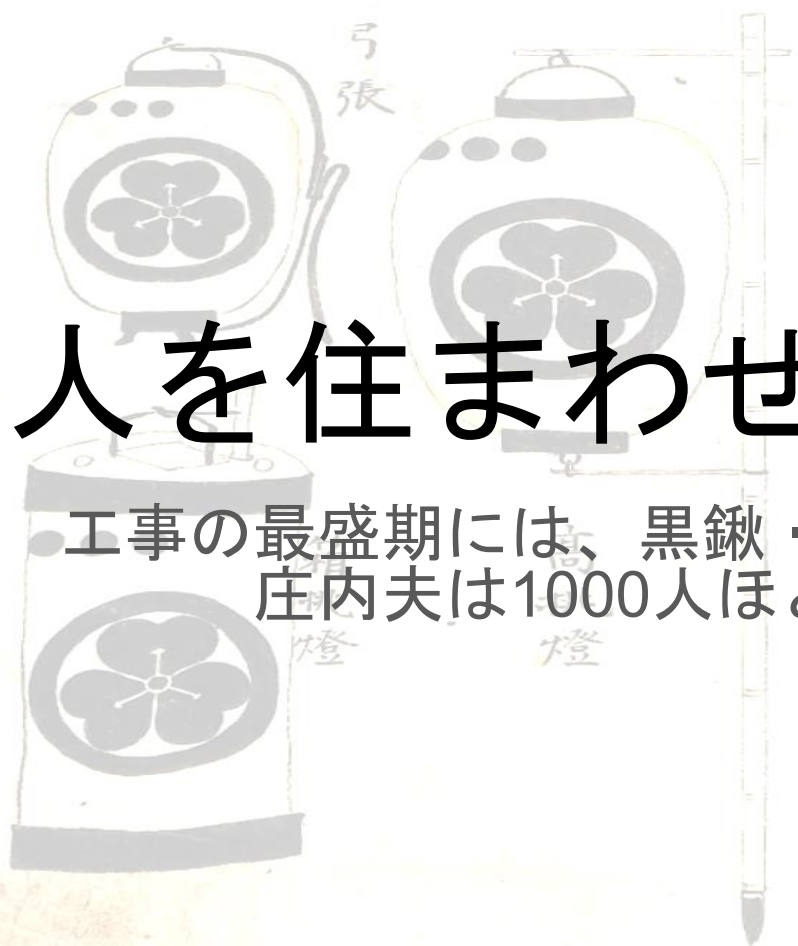
絵をみて、特徴を拾ってみよう。

家中鍬印程々緋



人を住まわせ、食わせねば

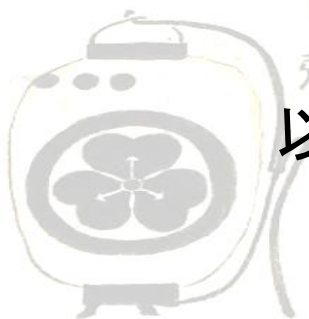
工事の最盛期には、黒鍬・土方雇いあわせて6000人、
庄内夫は1000人ほどが働いていました。



組分マ子キ
長 木綿一巾
二尺巾
人足腰差
木綿半巾色マ子キ
同 長一尺

家中鍬印程々緋

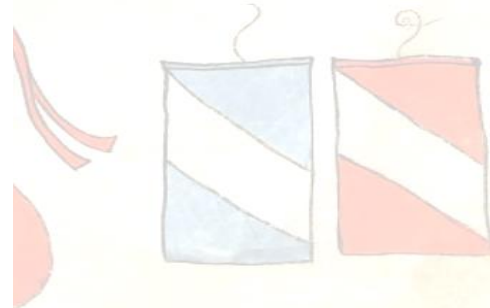
手許に端末があったら、
以下のQRコードを読んでください。
P27です。



弓張



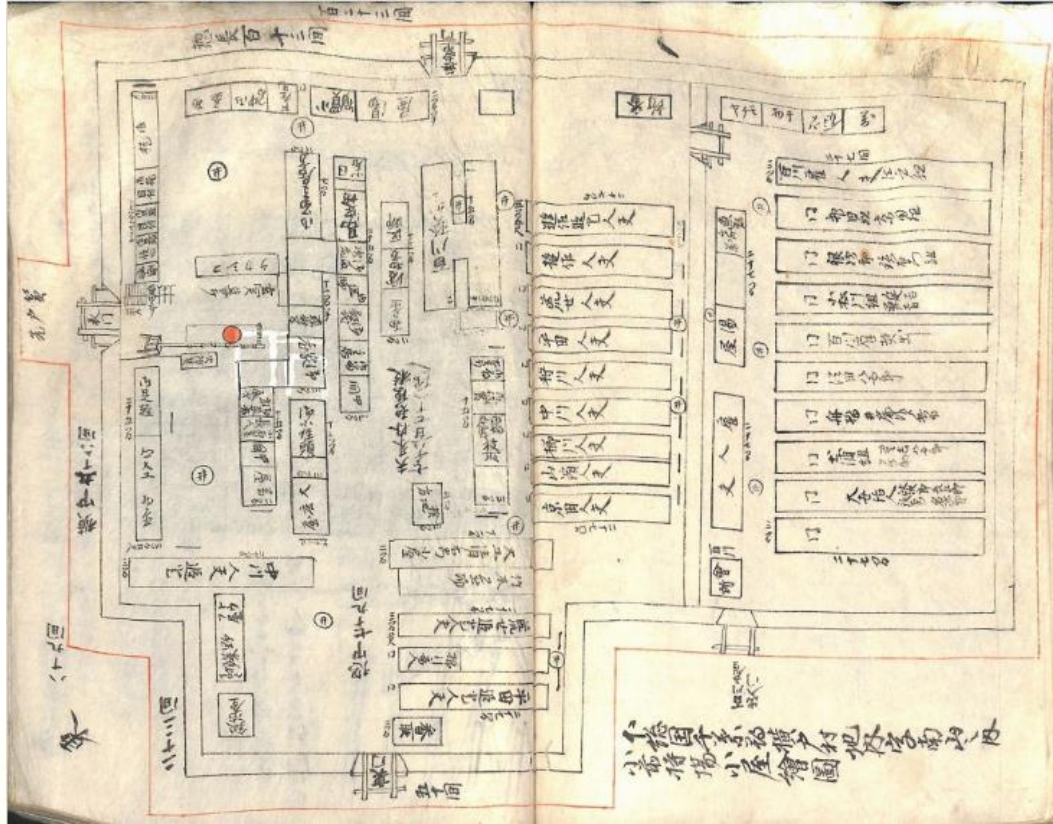
箱桃燈



組分マ子キ
長二尺巾
人足腰差
木綿半巾色マ子キ同
長一尺

小屋場の図

資料12 (『続保定記』／光丘文庫デジタルアーカイブ)



次にざっくりと描かれているものを見てみよう。

- ・ 囲い？
- ・ 門？
- ・ 旗？

何が描かれているだろうか？

なんとなくイメージできたら、その他、読める文字を探そう。ヒントは次ページに。

組分マ子キ

木綿一巾
尺

人足腰差

長一尺

木綿半巾色マ子キ同

小屋場の図の文字のヒント

構造物 表門 裏門 百川屋出入門 無常門 横巾～間 総長～間（1間は約1.8メートル）

食事関係 モチヤ 干物 ウドン・ソバ 萬（よろず） トウフ屋 野菜物イロイロ 魚類 百川焚出シ

役職者の建物 御家老 御留守居 勘定所 御取次衆 御医師 御城代 中間 大庄屋 御小姓頭

御代官 御郡奉行 **（庄内藩のお役人ですね）**

その他の人々の建物 検地方 大工清右衛門小屋 御足輕 郷大工 御足輕目付

庄内夫の小屋 遊佐追登（後から来た）人夫 京田人夫 平田人夫 荒瀬人夫 中川人夫 櫛引人夫

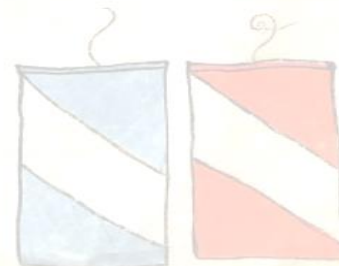
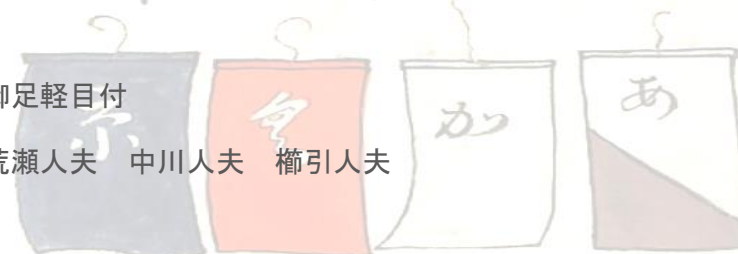
山浜人夫 **（山形県庄内地方の地名がなっています）**

土方雇の小屋 百川雇人夫江戸組 同舟橋井尻治郎兵衛 同小松川組定吉勇吉 同神田組京田組

同清田八五郎 同土浦組 同銀治郎鉄右衛門組 **（「百川」は人夫を雇う商人です。**

同大世話人政次郎・長五郎・鉄右衛門・岩治郎 **江戸や千葉の地名もみえますね。）**

その他の建物 湯屋 会所 馬屋 物置 火防具 井 小物買 コシカケ



組分マ子キ

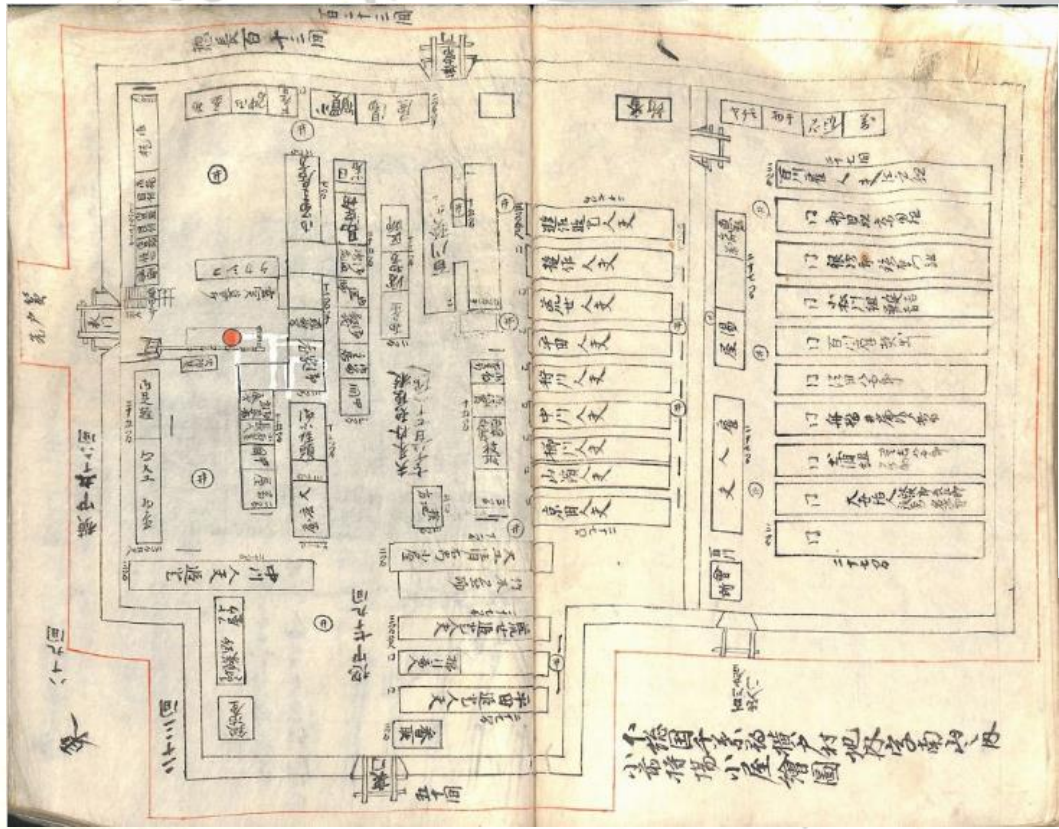
長木綿一尺巾

人足腰差

長一尺 木綿半巾色マ子キ同

小屋場の図

張



ま

お

ひ

ゆ

組合

まずは、試しに
井戸（「井」）を探してみよう!

色

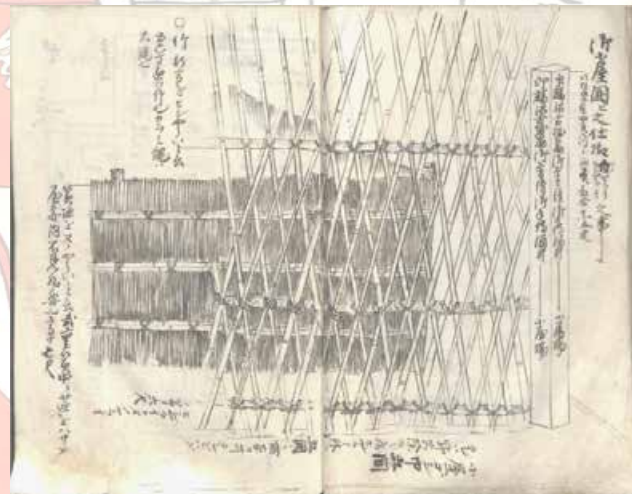
同

小屋の様子 周囲と隔絶されていた

一、御場所御小屋、御家老中御詰所を始として、御手人足・御雇之者共住居の小屋共、三十六棟出来、御囲の義は、五、六丁廻之竹二而 かくのごとし、高さ三間ばかり、御囲内長百十三間。巾七十九間之やらい、其内二、二重篁垣囲い、内外より見えざる様に仕立て、表裏御門四ヶ所、御足軽番所え相詰め、入り出嚴重に相改めそうろう。

小屋が36棟建てられ（さきほどの図と対応できるでしょうか...）、その周りを囲いがまわっていて、高さは三間（ $1.8\text{丈} \times 3 = 5.4\text{丈}$ ！！）の矢来（右の図の竹を斜めに組んだ柵）と、その内側に、篁垣（右の図の内側のしっかりとした垣根）で二重に囲って、内側からも外側からも見えないようにしていました。そして、門が四ヶ所作られ、門には足軽の番所が作られて、出入りが嚴重にチェックされていました。

→周囲と隔離された空間で、なかなか嚴重ですね。



資料13

（『続保定記』／光丘文庫デジタルアーカイブ）

小屋の様子 建物の様子 『続保定記』

一、さて、御小屋の造作の次第は、掘立柱・葉萱葺、あるいは麦から萱なり、二重簀圍い・ころばし根太・板敷、御家中の分は障子も御座そうろう。以下は間戸ばかりなり。御家老・御小姓頭居間ばかり小松表、その余りは残らず七島へりなしの畳み、人足小屋は板敷き藁筵、役人共も人足小屋仕切りいたし、組々合同に御座そうろう。

彼らが寝泊まりした小屋の建物の様子ですが、

柱は掘立柱（地面に直接柱を差し込んで建てる柱、掘立小屋という言葉、聞いた事ありますか？）、屋根は萱葺、あるいは麦わらと萱を両方つけたもので吹かれ、床は地面に丸太を横たえ（ころばし根太）、そのうえに板を敷いたものでした。武士の小屋には障子も使われましたが、他の小屋は壁はありませんでした。家老や小姓といった上級の武士は、畳は小松表（高級品）、それ以外の武士の畳は、七島藪という植物の縁のない畳でした。人足小屋の床は板敷きに藁の筵を敷いたもので、役人達もこの人足小屋に仕切りをつくって共に寝泊まりしていたようです。

→やはり、身分によって様々な違いがあります。障子の有無・畳の質や有無が、身分の違いを示すアイテムのようですね。

組分マ子キ
木綿
一尺巾
人足腰差
木綿
半巾
色マ子キ
同

小屋の様子 実はお偉方もちょっと大変だった 『続保定記』

一、昨廿九日昼九ツ時頃夕立急雨、御家老中の御小屋を始め、雨漏り甚だしく、荷物いづれもぬらし申しそうろう。その節、戸田寛十郎様お昼休みのおりにて、小屋内にて傘さしかけ、お昼飯めしあがられそうろう。総囲い小屋とも駿河屋引き受けにて、同人小屋々々へ呼び出し、申し談ぜらる。当惑、申し訳無しのでいに御座そうろう。

(資料番号14)

さきほど見たように、身分によって小屋の作りには違いがあるようですが、偉い人の小屋だからといって、万全というわけでもなさそうです。

7月29日、旧暦で言えば秋ですが、昼九つ、ちょうど正午ころ、夕立が急に降ってきて、最上級のはずの御家老の部屋をはじめとして、どの小屋も雨漏りがひどくおこりました。その時、ちょうど幕府の目付、戸田寛十郎氏栄（うじよし、この人は後に浦賀奉行になってペリーから国書をうけとり、日米和親条約の日本全権にもなり、のち大坂町奉行として日本で初めて緒方洪庵に種痘所の公認を与える、ちょっとした有名人です。）がこの小屋で休憩中で、昼食時だったことから、庄内藩の人が小屋の中で傘を差しかけて、雨漏りをしのいだようです。幕府のお偉方が来ている最中の雨漏り、さぞかしその場にいた庄内藩の家老は、大慌てだったでしょう。当然その後、工事責任者の駿河屋が呼び出されています。

組分マ子キ
木綿一巾
二尺巾
人足腰差
木綿半巾色マ子キ同

さて、小屋場の生活をイメージしてみよう

- ・生活するときに、人々はどこをうごきまわるか。

いろいろな場合分けをしてみよう。食事、病気、.etc

↓
ここでの暮らしはどのようなものだったのだろうか？

- ・庄内藩の武士たち・庄内夫・土方雇の人々はどこに住んでいるか。

様々な身分によって住む場所が分けられているはず。

↓
大きく二つの空間に区切られているが、それはどこだろうか？なぜだろうか？

組分マ子キ
長二尺巾
人足腰差
木綿半巾色マ子キ同
長一尺

普請中に何を食べていたのか？

資料15 (『続保定記』 / 光丘文庫デジタルアーカイブ)

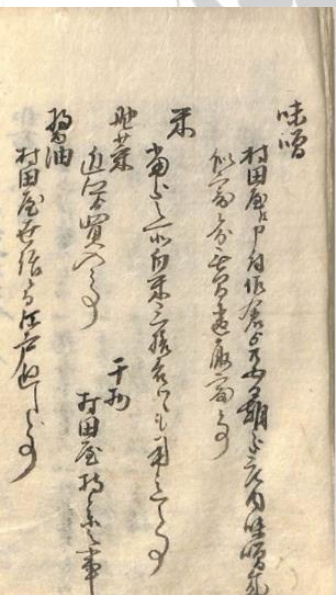
食べ物を探してみよう。難しい漢字も、調べればわかるかも。神仏の御守りも、配られたりしていますね。



- 一、鮫拾貫目・根深廿、郷人夫江被下 八月五日
- 一、枇杷葉湯煎し金四ツ御渡。但し、野中江持参之分同日
- 一、人夫、四百八拾五人 庄内夫
- 一、同、式千三百八人 百川雇
- 一、御祈禱御守御前様方惣御役人并郷人夫江被下 同 十三日
- 一、郷人夫江為看代錢五拾貫、外三鯉三本、被下同 十五日
- 一、御意之上、御看汁被下置、俱御目見以上御役人 同 十七日
- 一、御看汁被下置、惣御役人并郷人夫江 同 十七日
- 一、鳥海・月山・湯殿・金峯四山御祈禱御守被下 同 廿七日
- 一、人夫千六百七人 庄内夫
- 一、同三千九百九拾五人 百川雇
- 一、五十五十四人 八月廿八日

食べ物をどのように手に入れるか、書いてあります。読んでみよう。味噌は「成丈(なるたけ)」庄内味噌に「似寄」るものを取り寄せようとしています。やっぱりふるさとの味なんですね。

味噌
 村田屋江申付、佐倉方廿五日朝迄、庄内味噌成丈
 似寄候分、無間違取寄候事
 米
 当分之所、白米三拾俵ツツも用意之事
 野菜
 近郷方買入候事。 干物
 村田屋持参之事
 醤油
 村田屋世話ニ而江戸廻し候事



資料14 (『続保定記』 / 光丘文庫デジタルアーカイブ)

どんなものをどのくらい食べたのか？

この史料にも色々な食べ物が出ています。先ほどのスライドと同じ物もあるので、探して見て下さい。

赤枠の中には、「郷人夫＝庄内夫の食事は、百川屋（土方雇をやとった商人）が仕出しで持ってきていたが、大勢の人夫がいて、数カ所の小屋に飯汁を運んでいたので行き届かなかった。特に大食の人夫達にとってはご飯が不足したので、迷惑だと言ってきた。そこで、こちらで作ることになった」と書かれています。何人いるからどのくらいの米・味噌・塩がいるかも読めないようです。やっぱり重労働ですから、ご飯はたくさん食べたいですね。

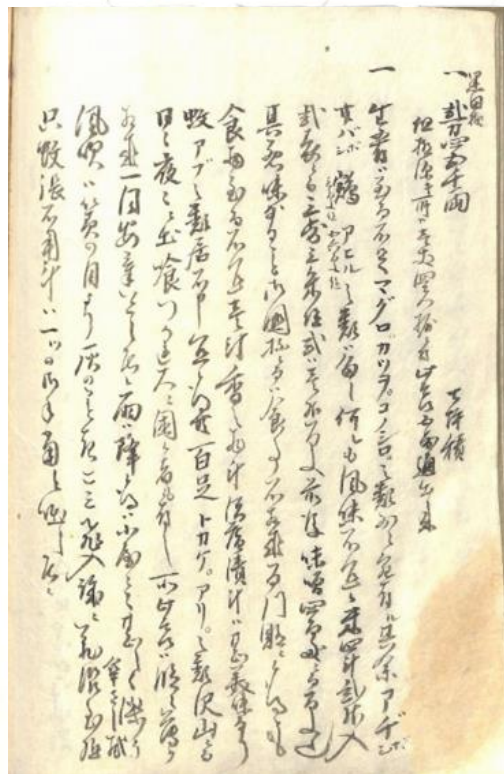
○ 於江戸表 御祈禱御守惣御役人并郷人夫被下。七月廿四日
一、塩引式拾九本惣人夫江被下。 同廿九日
一、号 沢庵漬 志組江酒四斗ツ、被下。但八組人夫 同日
一、鮭郷人夫被下。但、茄子根ぶが共。 八月朔日
一、鮭三本ツ、郷人夫江被下。 七月廿八日
一、郷人夫賄方百川屋仕出之処、大勢之人數、且、數ヶ所之小屋江飯汁持運不行届。殊ニ大食之者共飯不足いたし、迷惑之趣申立、一同手賄と成。食器釜鍋薪共惣而御渡切ニ相成。飯米・塩噌等入用次第。何人何程と御取究無御座候 七月廿九日

○ 於江戸表 御祈禱御守惣御役人并郷人夫被下。七月廿四日
一、塩引式拾九本惣人夫江被下。 同廿九日
一、号 沢庵漬 志組江酒四斗ツ、被下。但八組人夫 同日
一、鮭郷人夫被下。但、茄子根ぶが共。 八月朔日
一、鮭三本ツ、郷人夫江被下。 七月廿八日
一、郷人夫賄方百川屋仕出之処、大勢之人數、且、數ヶ所之小屋江飯汁持運不行届。殊ニ大食之者共飯不足いたし、迷惑之趣申立、一同手賄と成。食器釜鍋薪共惣而御渡切ニ相成。飯米・塩噌等入用次第。何人何程と御取究無御座候 七月廿九日

現地の食材状況と味の感想

右の史料には、食べ物事情や味の感想などが書かれています。値段も書かれていますね。ちょっとがんばって読んでみましょう。東京湾のわりとすぐそばなのですが、どんなものを食べているのでしょうか？

最後の行には、蚊やアブはいないが、ムカデやトカゲやアリがたくさんいて、困っていると書かれています。それは厳しそうですね。



資料17 (『続保定記』)
光丘文庫デジタルアーカイブ)

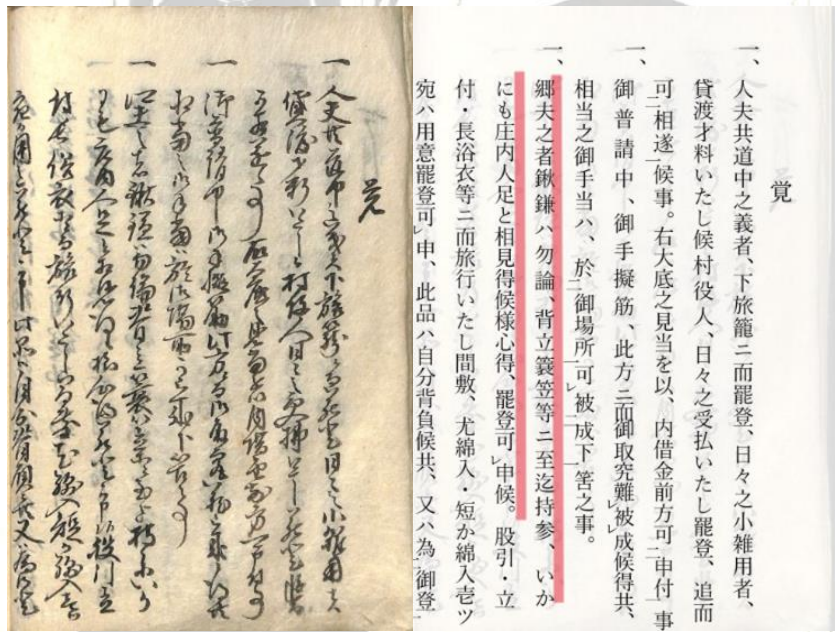
一、生肴ハ至而不足、マクロ・カツヲ・コノシロ之類少々宛有ル。其ノ余アチシ
サバシ・鶏・アヒル之類ハ多シ、何レモ風味不_レ宜候。米四斗式升入
武儀二而三歩三朱位、或ハ壹升百文前後。味噌四百匁二而百文也。
其惡味なること御国杯に而ハ食事不相成、百川賄二候得とも、
食物至而不_レ宜、壹汁香之物計。沢庵漬計ハ甚美味なり
蚊・アブ之類居不_レ申、宜候得共、百足・トカゲ・アリ之類沢山ニ而

なぜ、庄内夫と土方雇・黒鍬の居住空間は分けられていた？

なぜ、小屋場の居住空間は分けられていたのでしょうか？

左の資料には、「**いかにも庄内人足とあい見えそうろう様心得**」と書かれているように、庄内藩としては、ぱっと見て庄内藩からやってきた人足だと見分けたかったようです。

土方雇や黒鍬の人々と見分けたかったのでしょうか。最初に描かれた絵を思い出してください。たしかに、格好が違いますよね。



【参考】庄内夫の禁止事項

『続保定記』

【資料20】銘々持場之外、猥ニ徘徊すへからさる事／旅宿之外民家寺社等江参べからず、勿論他村神社仏閣江参詣無用之事／御用中一切禁酒たるへき事

【資料21】御普請場之義ニ付而、善悪之批判堅仕間敷事／如何様成遺恨有之といふとも、互ニ令堪忍、少しも無隔意様ニ可相慎事／私用ニ而猥ニ往来仕間敷候／大酒・博奕之義者勿論、浄瑠璃・小歌等禁止之、惣而無作法之仕方、猥成義無之様相嗜、面々召仕之下々迄エも急度可被申付候。尤火之元随分入念へきこと／江戸発足より帰府之日限迄、一同ニ相揃、於旅中茂脇道不相成、於宿々茂差図之通可令止宿事

【資料22】今度印旛沼御普請詰被仰付罷登候道中筋、百姓之風俗を不乱、何事も穩便に心得、才料役人之随差図可申事／喧嘩口論惣而いかつかましき義致べからず／於休泊所過酒致すへからず。且、諸品押買等致間敷事。

【資料23】博奕其外御法度筋之義ハ勿論、喧嘩口論等堅可慎之

禁止されている、ということは、こういうことがよくあった、ということの裏返しですね…。

藩は、なぜこれらの事を、庄内夫に禁じたのでしょうか。考えてみましょう。

- ・ 不要・私用の徘徊／往来
- ・ 他村や神社仏閣への参詣
- ・ 飲酒・宴会
- ・ 普請についての批判
- ・ 喧嘩口論
- ・ 博奕／浄瑠璃／小歌
- ・ 押し買い（無理矢理買い取ること）
- ・ 指定以外の宿に泊まる など

庄内夫にどんなことが禁止されたか？

- ・ 不要・私用の徘徊／往来 →①
- ・ 他村や神社仏閣への参詣 →②
- ・ 飲酒・宴会 →飲んで騒ぐとなにかが起る??
- ・ 普請についての批判 →幕府の人に聞かれたら大変??
- ・ 喧嘩口論 →騒ぎが大きくなると、收拾が付かなくなる??
- ・ 博奕／浄瑠璃／小歌 →ばくちはまずいですよね。
- ・ 押し買い（無理矢理買い取る） →いさかいの原因になります。
- ・ 指定以外の宿に泊まる など →無断外泊はいけません。

①と②はなんでだめなのでしょう？気分転換に散歩したり、せっかく自分の村を出たのだから、見聞を広めたい気持ちにもなりますよね？
土方雇や黒鋏の人達は、どこに住んでいるような人でしたか？居住空間を分けるということは、彼らと会話してほしくなかったということ？

↓
江戸時代の農民支配のイメージを重ねて、考えてみよう。

庄内藩の持場の工事の様子

難所、莫大な費用は国替えと変わらない

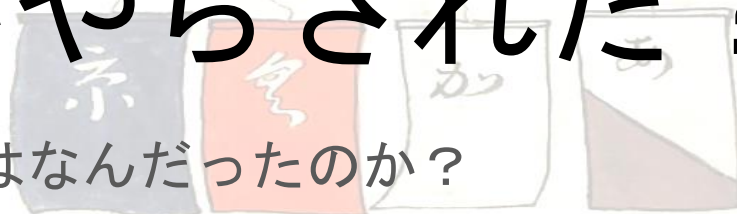
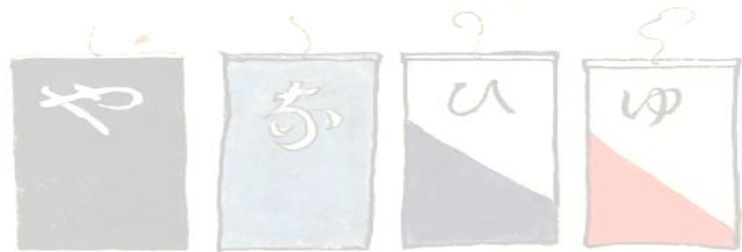
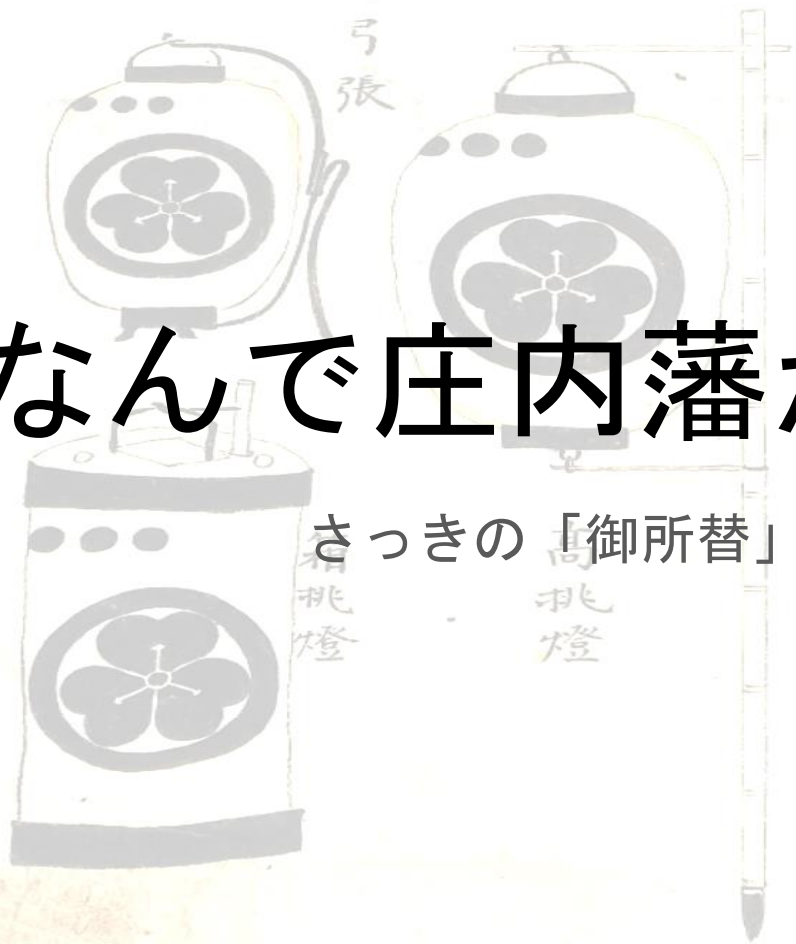
「御国元にて考そうろうよりは、余りに相違いたし、広太成事に御座そうろう。此模様ならば、中々御成就覚束なく、人夫六十万人も相掛り申すべし、御入用高二十万両位と申す見込に御座そうろう。此通にては、御身上も、御家来御百姓共も、残らず古堀筋の蛇の食二相成申すべし。誠に大変、御所替も同様と存じたてまつりそうろう。」

→出発前に国元で考えていたよりも大変な工事のようで、このままだと家来も百姓も「蛇の食」になってしまう、という危機感が示されています。そして、こんな困難な工事で莫大な費用がかかってしまうのだったら、「御所替」と同じだったというような認識が示されています。御所替とはなんでしょう。そんな大変な工事はどうなったのでしょうか...？

組分マ子キ 木綿一巾
人足腰差
木綿半巾 色マ子キ 同
長一尺

なんで庄内藩がやらされた？

さっきの「御所替」とはなんだったのか？



家中鍮印程々緋



組分マ子キ
長一尺
木綿一巾
二尺
人足腰差
木綿半巾色マ子キ同
長一尺

それは、三方領知替えの失敗が原因でした。

三方領知替えとは...

1840年幕府は川越藩（埼玉県）松平家を庄内藩（山形県）、庄内藩酒井家を長岡藩（新潟県）、長岡藩牧野家を川越藩に領地替えすることを発令するが、庄内藩領民の猛烈な転封反対闘争にあい、翌年中止に追い込まれた。一旦発令された転封令が撤回された唯一の事例である。

原因は、子だくさんの将軍家斉の子息を養子にもらい受けた川越藩が、その見返りに豊かな庄内藩への転封を願い出たとも言われています。

つまり、こんな大変な工事で、こんなに出費がかさむのだったら、転封を受け入れるのと同じくらい大変だ、という例えだったのです。

組分マ子キ
長木綿
二尺巾

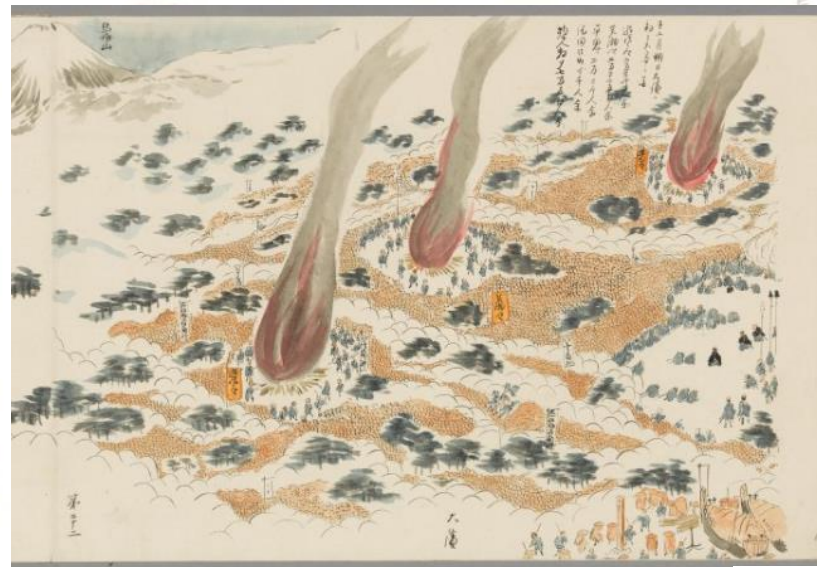
合
長木綿
半巾色
マ子キ
同

【参考】三方領地替えについての資料『夢の浮橋』

資料19 『夢の浮橋』第二十
1月28日 酒田五丁野谷地へ川北百姓大寄の図



資料20 『夢の浮橋』第二十二
2月1日 川北三郷の百姓、大濱へ大寄の図



組分マ子キ
木綿一巾
木綿半巾色

<https://adeac.jp/kokyubunko/catalog/mp20048120-200020>
(光丘文庫デジタルアーカイブ)

<https://adeac.jp/kokyubunko/catalog/mp20048122-200020>
(光丘文庫デジタルアーカイブ)

7万人以上の農民が大濱に集まり、村の旗や進行する神の名を旗に書き込んでいます。山伏の祈禱のため、火がたかれています。



【参考】三方領地替えについての資料『夢の浮橋』

資料21 『夢の浮橋』第二十三 2月1日
大寄の百姓、白崎五右衛門宅へ押寄につき、役人制止の図



<https://adeac.jp/kokyubunko/catalog/mp20048123-200020>
(光丘文庫デジタルアーカイブ)

1840年(天保11)に起こった三方領地替え(さんぼうりょうちがえ)反対一揆の様子を描いた絵巻物。1840年幕府は川越藩(埼玉県)松平家を庄内藩(山形県)、庄内藩酒井家を長岡藩(新潟県)、長岡藩牧野家を川越藩に領地替えすることを発令するが、庄内藩領民の猛烈な転封反対闘争にあい、翌年中止に追い込まれた。一旦発令された転封令が撤回された唯一の事例である。本絵巻物にはこの一揆の様子が、物語風に描かれており、表紙は一揆勢が集まった「大より」の場面。

[歴史系総合誌「歴博」第72号 | バックナンバー | 歴史系総合誌「歴博」 | 刊行物 | 歴博とは | 国立歴史民俗博物館 \(rekihaku.ac.jp\)](#)

※原本は致道博物館所蔵、光丘文庫DAでも公開(一部)

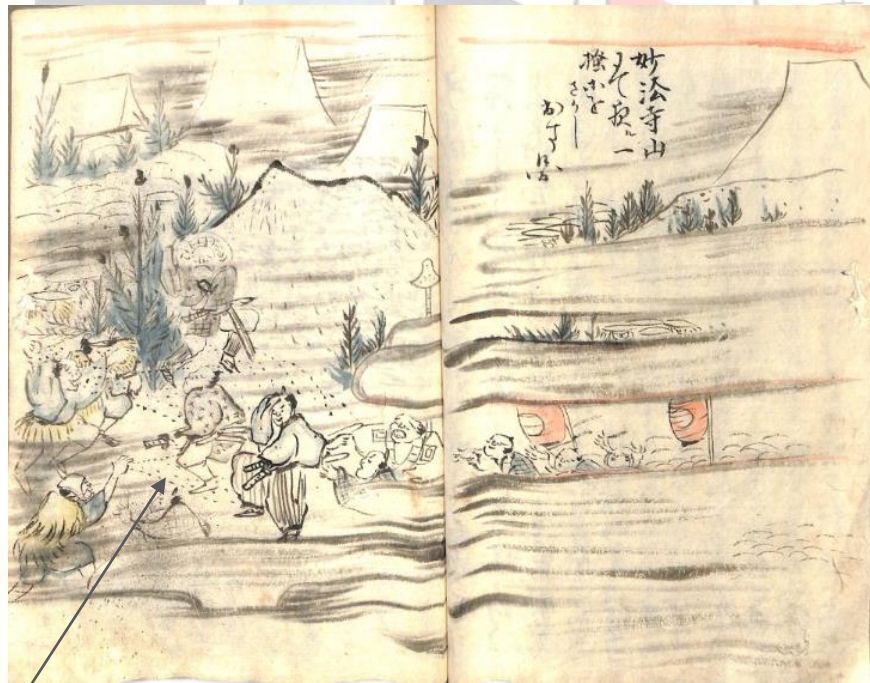
国替え反対の一揆の様子を、描かれた人に注目して見ていきましょう。

左は、川越藩に内通していると疑われた酒田の白崎家に、農民達が押しかけているところです。武士達も警戒しています。警戒していても押しかけるのですね。煙があがっているでしょうか。

【参考】三方領地替えについての資料 『保定記』

天保11年（1840）幕府が命じた三方領地替え（出羽鶴岡城主酒井忠器を越後長岡へ、長岡城主牧野忠雅を武蔵川越へ、川越城主松平齊典を鶴岡へ転封させる）への庄内で起きた反対一揆に関係する史料を書写した記録である。全四冊で、順に「御」「沙」「汰」「止」と各冊にあるのは、転封中止（「おすわり」）を意味している。書写した久松宗作（良翰）は、庄内藩の大庄屋である。大庄屋は村に住み、幕府・藩の命令を農民に伝え、百姓の訴え状も藩役人に示す役目を果たした。第一冊は幕府の命令が11月7日庄内に早馬で届き、百姓が相談して酒田大浜などで大集会を開く場面などが記されている。第二冊は翌年百姓代表が江戸幕府老中や仙台・会津・水戸の各大名に訴え状を差し出す内容、第三冊は大名たちへの百姓訴え状と百姓の日記類が収められている。第四冊は7月16日三方領地替え中止決定の使者が来たときの民衆の喜びの場面を図絵も入れて記している。（参考文献 若尾政希『百姓一揆』岩波新書、国立歴史民俗博物館『地鳴り・山鳴り一民衆のたたかい三〇〇年』）

白崎家から妙法寺山に移った一揆勢（左）の説得に大庄屋以下の人々（右）があたっているところです。一揆勢は砂を投げつけています。皆さんの一揆のイメージと比べてちょっと違いますか？

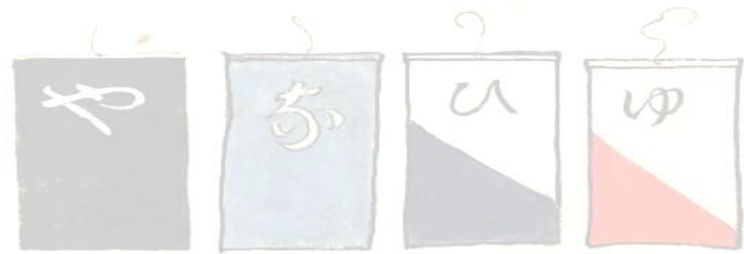


資料22（『保定記』(沙)／光丘文庫デジタルアーカイブ
<https://adeac.jp/kokyubunko/catalog/mp201700-200020>)

庄内藩が工事させられたのは、

三方領知替えを撤回に追い込まれた幕府の仕返し、
ともいえるのです。

これまた大変です。しくじれませんね。



組分マ子キ
長二尺巾

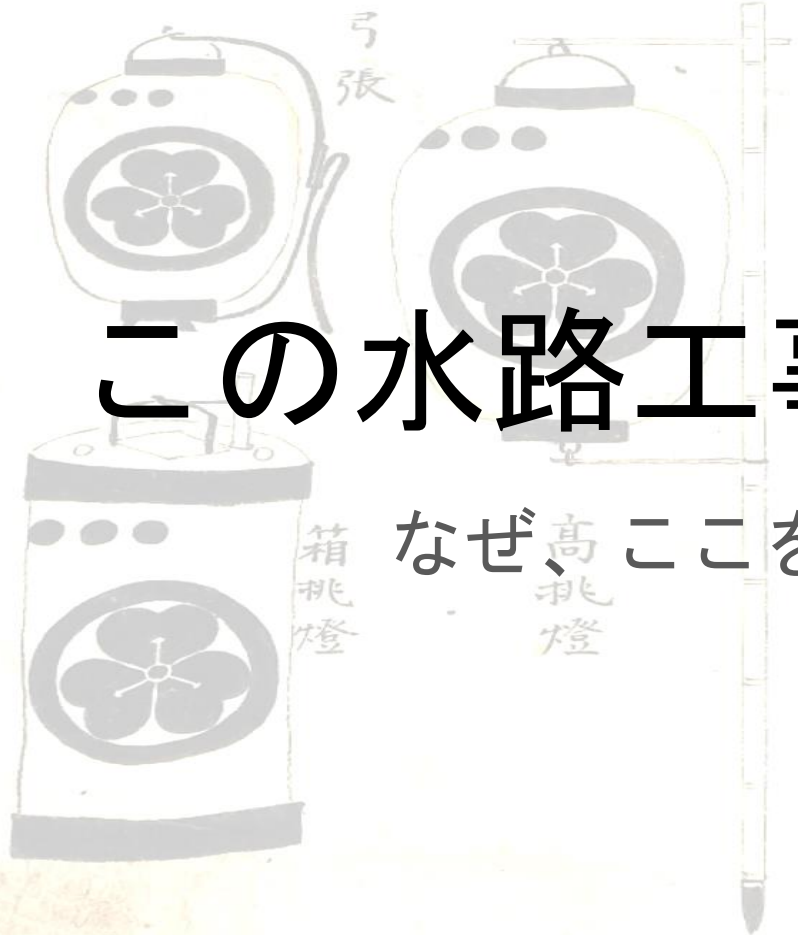
人足腰差

木綿半巾色マ子キ同
長一尺



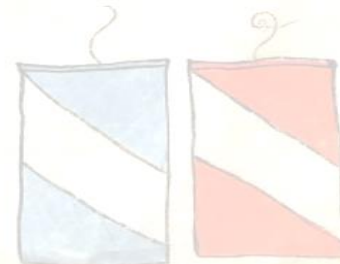
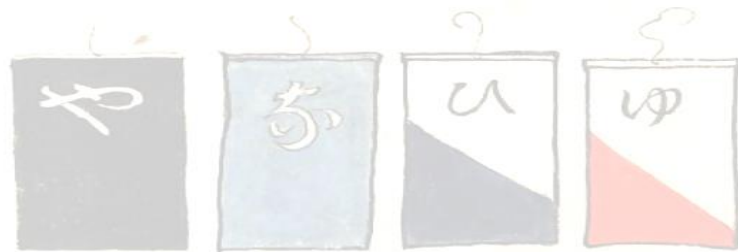
家中印程々緋





この水路工事の目的は？

なぜ、高ここを掘ったのか。



組分マ子キ 木綿一巾 長二尺 人足腰差 木綿半巾色マ子キ 同 長一尺

家中鑓印程々緋

どこを掘っていたのか



青い線の部分を掘っていました。庄内藩の担当箇所は黄色部分。たったこれだけ、と思うかも知れませんが...

出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp>)
地理院地図（標準地図）を加工して作成

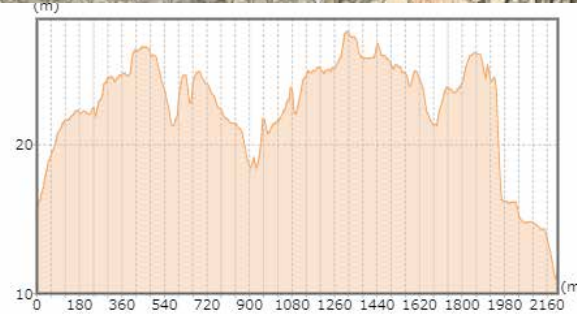
地理院地図

どこを掘っていたのか

資料23 (『続保定記』 / 光丘文庫デジタルアーカイブ)



上流から下流の断面をとってみると、大変な場所だということがわかります...。左の図と比較してみてください。



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp>)
地理院地図 (標準地図) を加工して作成

資料番号25

庄内藩に伝えられた印旛沼開拓の目的

從ニ公義も大位前々より之通、御高相応之御取合を以
 被ニ御付候所、右之通世間之風説等も有之哉ニ相聞候段
 申聞候、何レニも早々取調申出候事
 七月廿七日
 篠田藩四部様御口達
 今般吉通御普請之儀へ、水害を除、通船便利之為ニ下々
 御救之、御趣意を以被ニ御付候義ニ付、諸事実意相
 心察候ハ勿論、下々難義少々懸河申候、右ニ代、人足頭分等實
 銀振又ハ不当渡方等いたし、其外如何之者相聞候ハ、職
 重ニも取計候儀被ニ相心得、大足病氣等厚クいたりを加へ
 成丈怪我人出来不致候様、心付可申、諸色運賃人足
 賃等過当之義申立候へ、御代官篠田次部手代江中談、
 其品ニ寄、御勘定方御目付方江可被ニ申聞候意体掛役人
 申出精可致ハ勿論ニ候得共、猶無油断申合、
 御仁恵之御趣意行届、御普請果敢取候様可被ニ心得
 尤出精等之候様ニ寄、御勘定方御目付方姓名承
 候義も可有之候
 月日

資料25 (『続保定記』／光丘文庫デジタルアーカイブ)

後 義父大佐前々より通言お慰しの御合意の
 ら御付候所、御高相応の御取合を以被ニ御付候義ニ付、諸事実意相
 心察候ハ勿論、下々難義少々懸河申候、右ニ代、人足頭分等實
 銀振又ハ不当渡方等いたし、其外如何之者相聞候ハ、職
 重ニも取計候儀被ニ相心得、大足病氣等厚クいたりを加へ
 成丈怪我人出来不致候様、心付可申、諸色運賃人足
 賃等過当之義申立候へ、御代官篠田次部手代江中談、
 其品ニ寄、御勘定方御目付方江可被ニ申聞候意体掛役人
 申出精可致ハ勿論ニ候得共、猶無油断申合、
 御仁恵之御趣意行届、御普請果敢取候様可被ニ心得
 尤出精等之候様ニ寄、御勘定方御目付方姓名承
 候義も可有之候
 月日

どちらの資料でも、「水害」対策と「通船」のためと記されています。この二つが目的とされていました。

一 今般吉通御普請之儀へ、水害を除、通船便利之為ニ下々御救之、御趣意を以被ニ御付候義ニ付、諸事実意相心察候ハ勿論、下々難義少々懸河申候、右ニ代、人足頭分等實銀振又ハ不当渡方等いたし、其外如何之者相聞候ハ、職重ニも取計候儀被ニ相心得、大足病氣等厚クいたりを加へ成丈怪我人出来不致候様、心付可申、諸色運賃人足賃等過当之義申立候へ、御代官篠田次部手代江中談、其品ニ寄、御勘定方御目付方江可被ニ申聞候意体掛役人申出精可致ハ勿論ニ候得共、猶無油断申合、御仁恵之御趣意行届、御普請果敢取候様可被ニ心得尤出精等之候様ニ寄、御勘定方御目付方姓名承候義も可有之候

達候間、可被ニ張置事

今度之義者、沼内、新開等之御趣意二者無之、水害御救通船便利之為、川路御取開被ニ仰出候義ニ付、銘々手眼普請之心得を以、場所詰合之家来、格別

一 今般吉通御普請之儀へ、水害を除、通船便利之為ニ下々御救之、御趣意を以被ニ御付候義ニ付、諸事実意相心察候ハ勿論、下々難義少々懸河申候、右ニ代、人足頭分等實銀振又ハ不当渡方等いたし、其外如何之者相聞候ハ、職重ニも取計候儀被ニ相心得、大足病氣等厚クいたりを加へ成丈怪我人出来不致候様、心付可申、諸色運賃人足賃等過当之義申立候へ、御代官篠田次部手代江中談、其品ニ寄、御勘定方御目付方江可被ニ申聞候意体掛役人申出精可致ハ勿論ニ候得共、猶無油断申合、御仁恵之御趣意行届、御普請果敢取候様可被ニ心得尤出精等之候様ニ寄、御勘定方御目付方姓名承候義も可有之候

資料24 (『続保定記』／光丘文庫デジタルアーカイブ)

二つの目的

かつての印旛沼は、利根川が溢れると水が流れ込み、沿岸部に被害を出していました。
(水害対策)



船のための水路づくり、という目的は、上の線のように、利根川河口から東京湾に至る水路の確保を目指したものでした。

本当は幕府は何を考えていたのか？

「今般印旛沼等御普請御手始めの義は、和漢とも運河を開き候義、公私の便利にて、東海回船覆溺の患をも相減申すべき義、かたがた仰下されそうろう通り

老中水野忠邦、土井利位、堀田政篤、真田幸貫より水戸齊昭へ 天保14年9月19日」

幕府老中水野以下の人々は、幕末に海防の必要性を主張する水戸齊昭に、上のように印旛沼工事の必要性を説明しています。「運河」とは書かれていますが、「水害」とは書かれていません。

つまり、幕府は、運河の造成が本来の目的であるにも関わらず、庄内藩などにはそれを明示せず、水害対策と運河工事の二つの目的があると説明していました。

なぜ幕府は、目的が2つではなく、実は1つだとはっきり庄内藩に伝えなかったのでしょうか？

どうしてこの場所に運河が必要だったのでしょうか？

組分マ子キ

木綿一尺巾

金腰差

木綿半巾色マ子キ同
長一尺

印程々緋

この運河は、江戸の危機を救うルートだった

少し後の時代ですが、嘉永年間（1848～1853年）の幕府海防掛井戸石見守弘道が、江戸湾が封鎖されることによって生じる事態への対処を論じた「対問」の中で、

「この印旛沼の掘り割りには、米を銚子浦河口より引き入れ、下総検見川へ入津致さすべきつもりにて、一応もつもの事にそうえども」

としています。

つまり、江戸湾封鎖の際に、江戸に米を運び込む水運ルートとして、銚子から利根川を遡り、印旛沼経由で東京湾岸の検見川に至るものを想定していたことになる。

なぜ、東京湾が封鎖されることを想定しなければならなかったのでしょうか？

組分マ子キ
木綿一巾
人足腰差
木綿半巾色マ子キ同

印程々緋

幕府は対外的に危機感をもっていた

天保12年1月7日 老中水野忠邦が佐渡奉行川路聖謨にあてた手紙では、

「清国阿片通商厳禁の取り計らわざるにより、イギリス人不平を抱き、軍艦40艘ばかり寧波府に寄せ戦争つかまつり、寧海県一郡奪い取られそうろうよし、この度来舶の人より申し出そうろう。異国の義にそうらえども、すなわち自国の戒めとなすべき事と存じそうろう。浦賀防御の建議未ださだまらず、ふつつかの事ともそうろう」

幕府はアヘン戦争の情報に接し、幕府は江戸湾防備に不安を持っていたのです。

さらに、天保13年6月、オランダ船はアヘン戦争終結後のイギリスが、日本に軍艦を派遣して開国を迫るという情報がとどきます。まさに、工事が命じられた月ですね。幕府は、忍藩・川越藩に江戸湾防備を命じました。忍藩が家中に令達した内容は、

「安房・上総国御備え場の御用を仰せつけられそうろうところ、相模・安房両海岸の儀は、江戸内海の咽喉にて、海水は万国え隔てこれ無し、すべての海岸は、いずれも異国船渡来いたさずと申す儀もこれ無く候につき、所々より一同上陸等いたすまじきものにもこれ無くそうろう」

→海は万国につながっている、異国船がどこにやっできて、上陸してもおかしくないという危機感が示されています。

この運河は、外国船による江戸湾封鎖に対応したものだっ た。

アヘン戦争の情報が入り、イギリスによる江戸湾封鎖が現実味を帯びる中で、急遽目指されたのが浦賀水道を迂回する舟運ルートの開発でした。
これで突貫工事が命じられた理由もわかりますね。

組分マ子キ 木綿一巾
長二尺

人足腰差

木綿半巾 色マ子キ 同

印
程々
緋



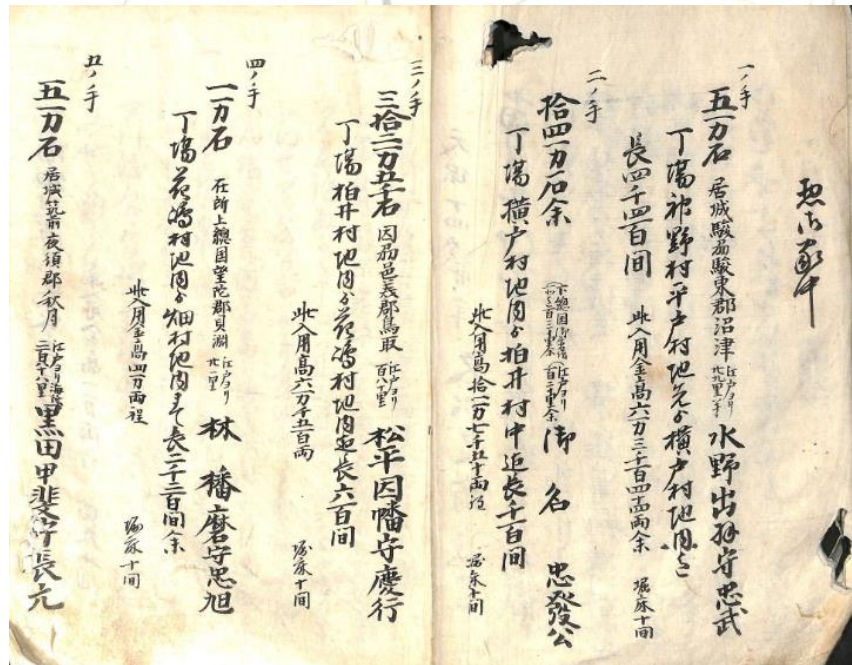
で、完成したのか？

色々な意味で、残念な結末に



組分マ子キ
長二尺巾
人足腰差
木綿一巾
長一尺
木綿半巾色マ子キ同

【参考】工事分担



資料番号26 (『続保定記』 / 光丘文庫デジタルアーカイブ)

さっきの地図に図示した内容が書かれています。地名を拾って、web地図で探して見て下さい。



印旛沼普請 お役御免

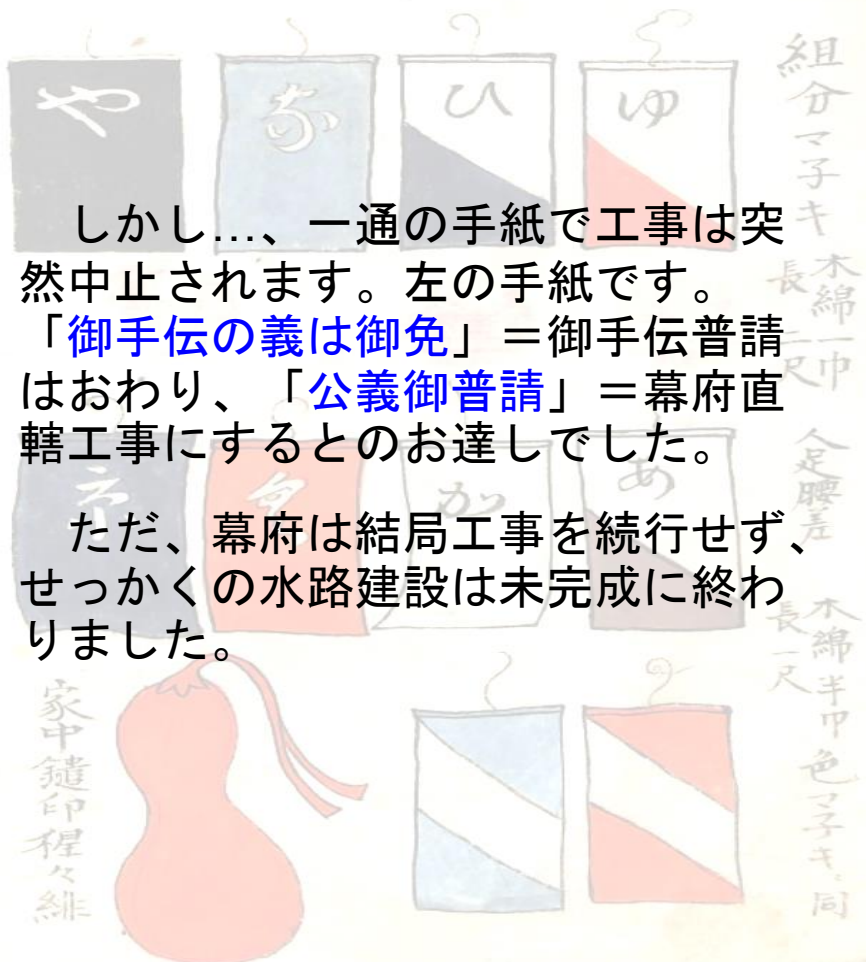
利根川分水路官務居古堀筋御普請之義、
 思召有之候付、場所御手伝之義ハ御免被_レ成、
 公義御普請ニ被_レ仰付候間、出金高并家来
 其外引払方之義ハ、委細梶野土佐守江
 可_レ被_レ承合候
 閏九月
 御呼出三付、罷出候処、別紙書付川嶋庄右衛門ヲ以
 被_レ成_レ御渡候

御名

利根川分水路官務居古堀筋御普請之義、
 思召有之候付、場所御手伝之義ハ御免被_レ成、
 公義御普請ニ被_レ仰付候間、出金高并家来
 其外引払方之義ハ、委細梶野土佐守江
 可_レ被_レ承合候
 閏九月
 御呼出三付、罷出候処、別紙書付川嶋庄右衛門ヲ以
 被_レ成_レ御渡候

利根川分水路印旛沼古堀筋御普請之義、
 思召有之候付、場所御手伝之義ハ御免被_レ成、
 公義御普請ニ被_レ仰付候間、出金高并家来
 其外引払方之義ハ、委細梶野土佐守江
 可_レ被_レ承合候
 閏九月
 御呼出三付、罷出候処、別紙書付川嶋庄右衛門ヲ以
 被_レ成_レ御渡候

御名



しかし...、一通の手紙で工事は突然中止されます。左の手紙です。
 「御手伝の義は御免」＝御手伝普請はおわり、「公義御普請」＝幕府直轄工事にするとのお達しでした。

ただ、幕府は結局工事を続行せず、せつかくの水路建設は未完成に終わりました。

なぜ工事は中止されたのか

天保の改革を進めていた老中水野忠邦は、上知令に対する反発などで、天保14年（1843年）9月に失脚します。

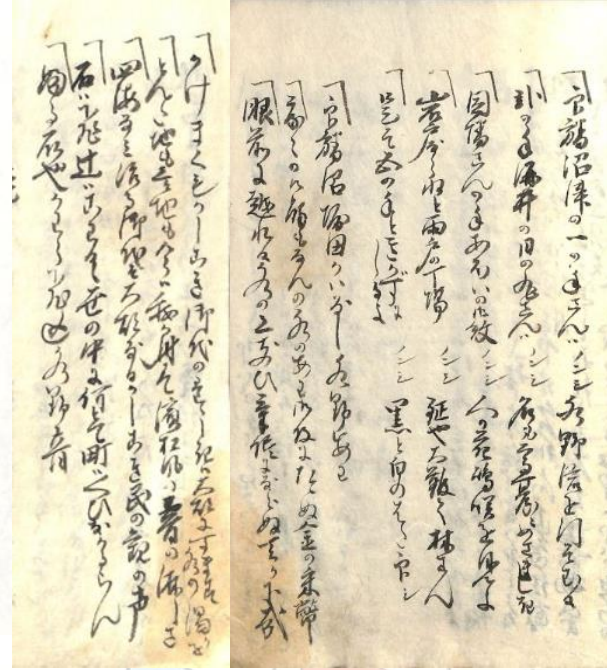
右のような狂歌が続保定記に載せられています。

「印旛沼、堀田かいなし水野あわ」（堀田は堀田正睦、水野は水野忠邦です）

なんとも、お上手ですね…。他の歌も読んでみましょう。

老中水野忠邦の失脚2（狂歌）

- 「印旛沼津の」の手さんハノンシ水野流を引そむる
- 「式の手、酒井の日の丸さんハノンシ名も高台二めさましき
- 「因幡さんの手あほいの御紋ノンシ人の花嶋咲を見よ
- 「岩戸ならねと兩戸の丁場ノンシ鉦や太鼓て林さん
- 「是そ五の手ときかずに ノンシ黒と白のはた印シ
- 「印旛沼堀田かいなし水野あわ
- 「度々の御触もなんの水のあわ御役にたしぬ金の采幣
- 「眼前に越れる水の上支ひ気俣にならぬ天か下哉
- 「かけまくもかしこき御代のたたしきハ大炊にすます水の濁りを
- 「とんだ地も上ヶ地も今ハ我が身にて浜松風の音の淋しき
- 「四海なミ治る御代ぞ大炊なるかしこき民の歎の声
- 「石ハ飛辻ハこわるし世の中に何とて町ハくひなかるらん
- 「ふる石やかかわら飛込水野音



資料28

この様な経緯で、残念ながらこの運河は開通しませんでした。
庄内藩からやってきた人夫のうち、19人が病死しています。病死したのは、18歳から63歳。50歳以上の死者は11人を数えました。蒸し暑い天気から、富士山が冠雪するような寒い季節に移り変わり、重労働が堪えたのでしょうか。

この水路が完成したのは1969年、今でもポンプを用いないと東京湾に水を流すことは出来ない水路です。

この後、ペリーの来航によって、東京湾は本当に外国とつながっている海へと変貌していきます。

組分マ子キ 木綿一巾
長一尺
人足腰差
木綿半巾色マ子キ同
長一尺

中鐘印程々緋

主要参考文献

藤田覚「天保改革と対外的危機—天保十四年印旛沼工事をめぐって—」
(初出1978年、同『幕藩制国家の政治史的研究—天保期の秩序・軍事・外交』校倉書房、1987年)

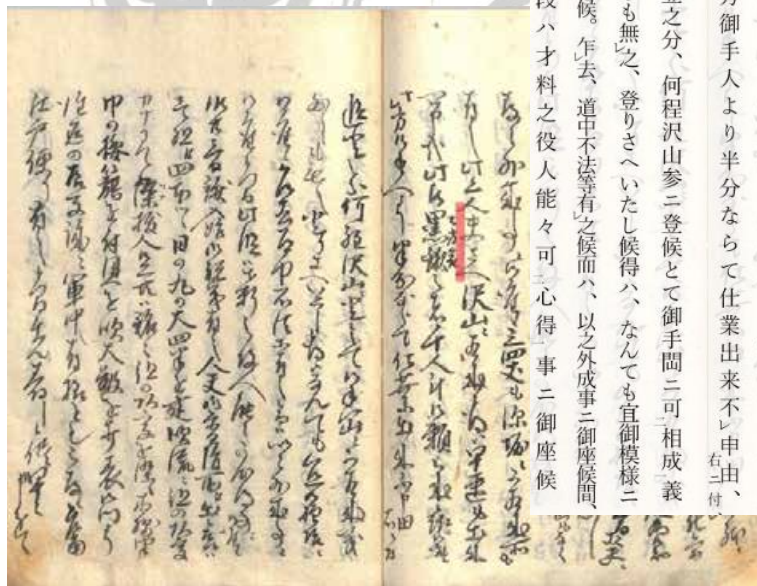
千葉市史編纂委員会『天保期の印旛沼掘割普請』(1998年)
酒田市『酒田市史 改訂版・上巻』(1987年)

高崎哲郎『印旛沼掘割物語-江戸・天保期の印旛沼掘割普請始末-』(崙書房、2011年)

栗原東洋『印旛沼開発史 第1部・印旛沼開発事業の展開 上巻』(印旛沼開発史刊行会、1972年)

組分マ子キ 木綿一巾
長二尺巾
人足腰差
木綿半巾色マ子キ同
長一尺

【参考】黒鍬・土方雇の記述



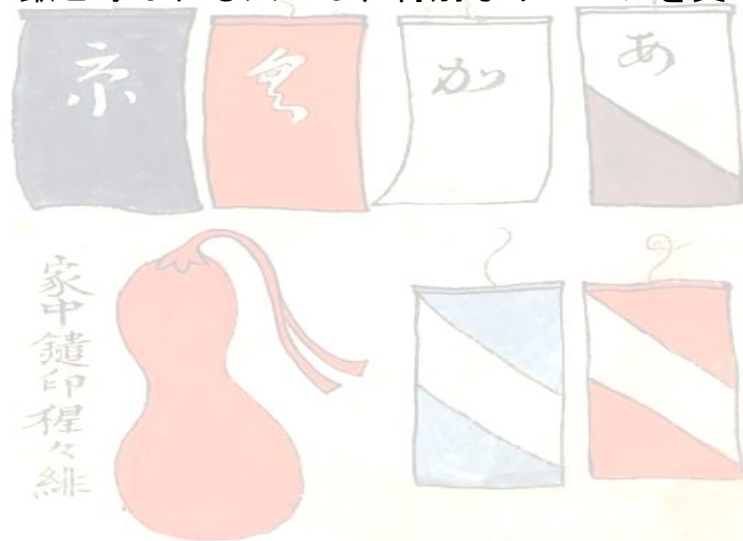
有之、此上、人夫さへ沢山ニ相成候得ハ早速も出来可申哉。此頃、^{土方雇}黒鍬之者千人計御頼被成候趣ニ御座候。此方御手人より半分ならずて仕業出来不レ申由、^{右三付}

追登之分、何程沢山參ニ登候とて御手間ニ可相成義少しも無之、登りさへいたし候得ハ、なんでも宜御模様ニ御座候。乍去、道中不法輩有之候而ハ、以之外成事ニ御座候間、此段ハ才料之役人能々可心得事ニ御座候

①

「土方雇い、黒鍬という人々を、千人ばかりお願いますようです。」

と書かれており、雇われる人々の中でも、黒鍬と呼ばれる人々は、特別なイメージを受ける。



組分マ子キ
木綿一巾
長一尺
人足腰差
木綿半巾色マ子キ
同

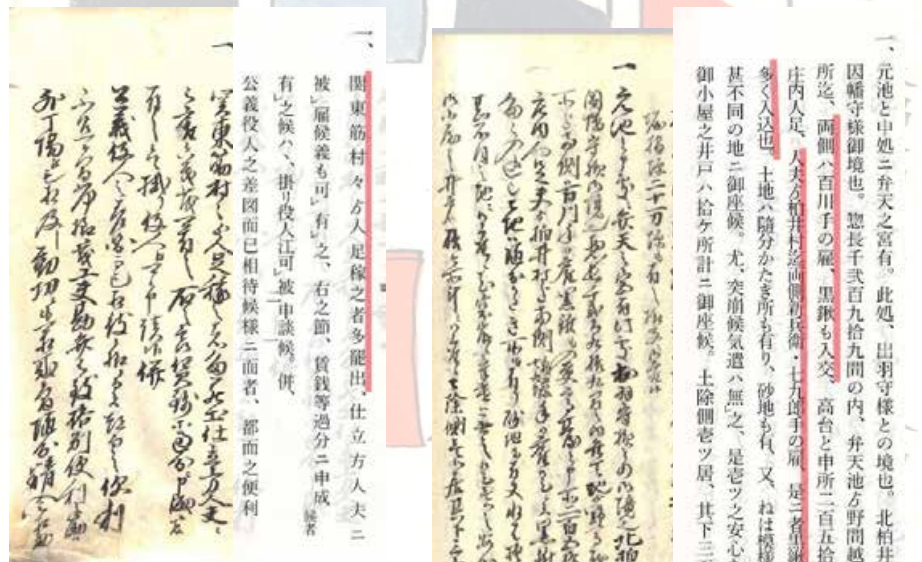
【参考】黒鍬・土方雇の記述

②

『続保定記』104では、

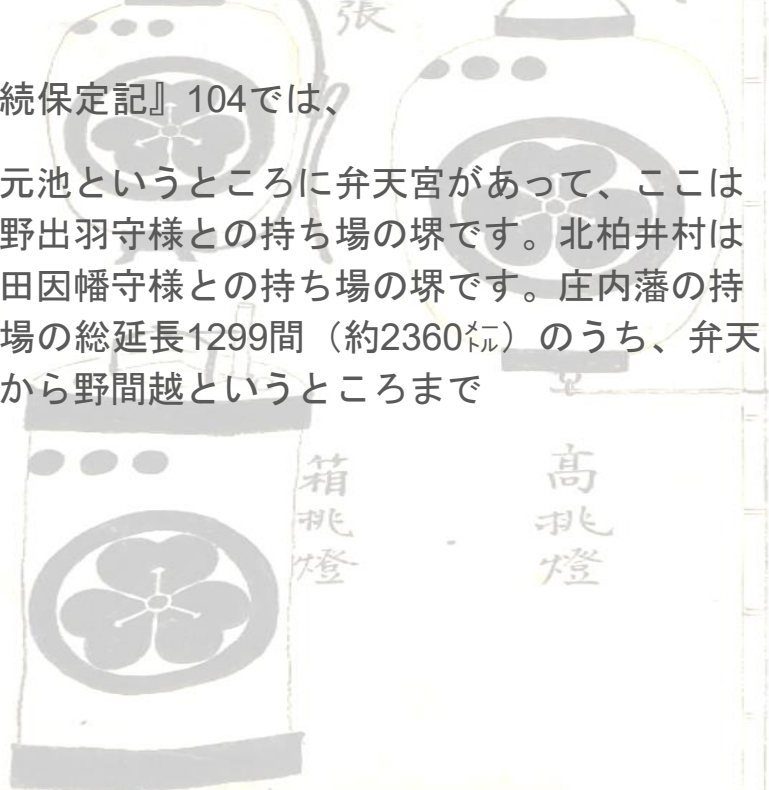
「元池というところに弁天宮があって、ここは水野出羽守様との持ち場の堺です。北柏井村は池田因幡守様との持ち場の堺です。庄内藩の持ち場の総延長1299間（約2360^間）のうち、弁天池から野間越というところまで

組合マ子



資料36 (『続保定記』 / 光丘文庫デジタルアーカイブ)

資料37 (『続保定記』 / 光丘文庫デジタルアーカイブ)



工事場全図 (印旛沼～江戸湾)

続保定記 (adeac.jp)

『続保定記』 58・59



資料39 (『続保定記』 / 光丘文庫デジタルアーカイブ)

資料38 (『続保定記』 / 光丘文庫デジタルアーカイブ)

【参考】庄内藩の持場

難所が割り当てられている様子

(『続保定記』／光丘文庫デジタルアーカイブ)

ブ)

【資料40】化燈堀候俣なれハしまりて軽口し。干シ候所ハ馬ふんのごとし 湧候所ハ鍬にもすきにも乗不申左様之所ハ廻し堀いたし水気をぬき其上にて干し候上取捨ル水甚しく出水車にてもぬくこと不叶。桶にてくミ揚候より外無之由雇頭七九郎申聞候。

【資料41】御場所之儀ハ、山計多ク(添川前山のこたく左程高山もなく松原計也)存之外成事ニ御座候。三四丈も深堀ニ可相成所も有之、此上、人夫さえ沢山ニ相成候得ハ早速も出来可申哉。

【資料42】場所之義者、中々莫太之事ニ而、不容易事ニ御座候乍去、さして難場と申所も無之、此上、人夫さへ沢山相増候得ハ、成就不致と申事ニ者無御座候。

【資料43】御場所御一趣之内ニも、此方様御持分計山高ク、外様之御分ハ山とハ乍申平地同様之所多く相見得候事ニ御座候。古掘筋ハ、沼より海迄亀ヶ崎外堀などのこたく、深キ所ハ六七尺、浅キ所ハ谷地様之所も多く、因州様御持分ハ中央不殘田面ニ御座候。

【資料44】元池と申処ニ弁天之宮有。此処、出羽守様との境也。北柏井村ハ、因幡守様御境也。惣長千貳百九拾九間の内、弁天池より野間越と申所迄、両側ハ百川手の雇、黒鍬も入交、高台と申所二百五拾九間庄内人足、人夫より柏井村迄両側新兵衛・七九郎手の雇、是二者黒鍬者多く入込也。土地ハ随分かたき所も有り、砂地も有、又、ねは模様も有。甚不同の地ニ御座候。尤、突崩候氣遣ハ無之、是壹ツ之安心なり。(中略)又、因州様・播州様御場所内化燈と申泥土之場所多く有之、是大難場、馬ふんのごとき土ニ而、水気甚しき所ハわき出、只とろへと云物ニ而、鍬ニもすきニもかゝり不申、只水のごとくくミ干シ候より外無之、其上いか程堀候ニ而も、壹夜之内泥土涌キ出埋り、又ハ、川形より五、六間乃至十間十七、八間計脇の方、山・畑・田面等割レ、堀割江なだれ落候体に御座候。此所成就不致候而ハ此方様御分も水の送り所無しこれ、左候得ハ、羽州様も御同様御普請之成就無覚束、其上印旛の水嵩より毛見川村之海面却て高キ杯申者も有之、又、壹丈四、五尺も海面之方低キ共申候。いつれ化燈ハ第一之(次頁)難物、成就無覚束、世上色々之手段も有之もの故、工面專ニ御座候。

なぜ工事は中止されたのか

老中水野忠邦の失脚1 (資料)

組分マ子キ
木



水野越前守居屋敷前往来之者共、昨夜六ツ時頃方追々多人数相集、門戸并屋敷内江石投打、屋敷附辻番屋之義も損所有之、殊之外騒々數御座候二付、制之者差出可申所、憤中ニ付差控候内、近辺諸家方制之者差出、散乱いたし相鎖申候。屋敷場所柄之義、別而恐入奉存候。依之、越前守差控中之義ニ御座候間、

此段私方御届申上候。以上。

閏九月十四日

永井遠江守

右、御用番大炊殿江御届申上候也。

水野越前守居屋敷前往来之者共、昨夜六ツ時頃方追々多人数相集、門戸并屋敷内江石投打、屋敷附辻番屋之義も損所有之、殊之外騒々數御座候二付、制之者差出可申所、憤中ニ付差控候内、近辺諸家方制之者差出、散乱いたし相鎖申候。屋敷場所柄之義、別而恐入奉存候。依之、越前守差控中之義ニ御座候間、

此段私方御届申上候。以上。

閏九月十四日

永井遠江守

家印程々

其方義、御役筋之義ニ付如何之事共相聞不考之義ニ候。依之御役被召放、御切米之内五拾表御取上。通駕被。御付候。

右於、堀田摂津守役宅、若年寄中列座、大目付松原式部少輔、御目付遠山半左衛門相承、御守車波之御城内別義無之、支配向之者共相払候段、支配向之御城内別義無之、支配向之者共相払候段、

同日可申上候。先此段申上置候。以上。

閏九月十三日

松井庄兵衛

水野越前守居屋敷前往来之者共、昨夜六ツ時頃方追々多人数相集、門戸并屋敷内江石投打、屋敷附辻番屋之義も損所有之、殊之外騒々數御座候二付、制之者差出可申所、憤中ニ付差控候内、近辺諸家方制之者差出、散乱いたし相鎖申候。屋敷場所柄之義、別而恐入奉存候。依之、越前守差控中之義ニ御座候間、

此段私方御届申上候。以上。

閏九月十四日

永井遠江守

水野越前守居屋敷前往来之者共、昨夜六ツ時頃方追々多人数相集、門戸并屋敷内江石投打、屋敷附辻番屋之義も損所有之、殊之外騒々數御座候二付、制之者差出可申所、憤中ニ付差控候内、近辺諸家方制之者差出、散乱いたし相鎖申候。屋敷場所柄之義、別而恐入奉存候。依之、越前守差控中之義ニ御座候間、

此段私方御届申上候。以上。

閏九月十四日

永井遠江守

資料45 (『続保定記』 / 光丘文庫デジタルアーカイブ)

資料46 (『続保定記』 / 光丘文庫デジタルアーカイブ)